

高裁民事部

ベーシック Q & A

(平成22年3月31日初版)

(平成23年3月31日改訂)

(平成25年3月31日改訂)

(平成28年3月31日改訂)

(令和4年3月31日改訂)

令和4年3月

大阪高裁民事部 ベーシック Q & A 作成プロジェクト

はじめに

本資料は、高裁民事部に初めて配属された方の自己研さんの一助となることを期し、先人が過去に、高裁特有の事務や専門訴訟における事務等の中で疑問を持った点やとまどった点などを踏まえ、事務処理を行う上での基礎的な事項をQ & A方式でまとめたものです。

実際の事務処理に当たっては、本資料を参考するとともに、文中に掲げている条文、通達、文献等を確認するなどして、迅速かつ適正な質の高い事務処理を行うように心がけてください。

なお、本資料の解説部分については、参考となる取扱いや考え方を紹介したものであり、大阪高裁での統一的な取扱いや確定的な見解を示すものではありません。

最後に、本資料は、完成したものではありません。本資料をご覧になった皆さんから隨時、追加・訂正などの意見を出していただき、後進の方のためにもよりよい資料として成長させていただくようお願いします。

平成22年3月

改訂に際して

本資料は、昨年3月に暫定版として作成されたのですが、はじめに記載されているように、その後、隨時、追加・訂正などの意見を出してバージョンアップしていくことを想定されたものです。今回の改訂においては、初版の内容についてできるだけ骨子を生かしながら、参考資料等を新たに付け加え、各Qの項目については疑義が生じないように修正、削除、追加を行いました。本資料を参照し、文中にある各参考資料を基に、通達、文献等に当たってください。

平成23年3月

令和3年度改訂に寄せて

今回の改訂においては、年金分割の手続を含めた人事訴訟事件の事務処理について、事務の在り方を考える上で持つべき視点を提供するよう留意し、人事訴訟事件と民事訴訟事件との相違を意識して、内容を充実させました。そのほか、全体を通して修正、追加を行い、大阪高裁民事部の実務の現状に則した記載に改めました。

本資料は、書記官の自己研さんの一助とするためのものです。裁判手続のIT化の検討が進む中、書記官ひとりひとりが、より適正迅速な裁判の実現に向けて、根拠と目的に照らした合理的な事務の在り方を主体的に考え、具体的な事務処理につなげていくため、本資料が有効に活用されることを期待します。

令和4年3月

● 初版作成プロジェクトメンバー ●

中島明日香，中松勇，畠山朋恵，塩見善博，松阪茂，石田浩，中村邦彦，渡部雅美，抱厚志，菅祥行，山田誠司，田中太，西駄智宏，壺内貴光，吉田浩一，福田照樹，福西祥一，本久理賀，北垣抄子，坂本靖史

(順不同)

● 平成23年3月改訂版作業プロジェクトメンバー ●

石田浩，抱厚志，北垣抄子，小菅智恵子，菅祥行，壺内貴光，中松勇，福西祥一，和田祥人
(五十音順)

● 平成25年3月改訂版作業プロジェクトメンバー ●

石井淳太，稻波まり子，遠藤央司，堤紀子，西浦章雄，別宮直幾，水田正士，胸元千絵，
横山経成

(五十音順)

● 平成28年3月改訂版作業プロジェクトメンバー ●

亀谷哲正，菅原照剛，田原正朗，津田敦子，津村健一，橋本知都，吉村幸，渡部豊

(五十音順)

● 令和4年3月改訂版作業プロジェクトメンバー ●

桑原建太郎，小出雅美，小勝負善之，鈴木悠里，高城宏和，仁科喜勝，福富治美，柳原誠，
渡部雅美

(五十音順)

目 次

Q 1	参考資料紹介	6
Q 2	高裁における各種事件についての手数料、算出の留意点	8
Q 3	立件取消し	12
Q 4	最高裁判所から差し戻された場合の手続	13
Q 5	控訴の趣旨及び控訴の趣旨に対する答弁における留意事項	14
Q 6	共同訴訟の留意事項	16
Q 7	参加人がいる事件の留意事項	18
Q 8	議会の議決や破産裁判所の許可等が必要となる場合	20
Q 9	訴訟救助申立てが却下された場合の事務処理	22
Q 10	控訴審において反訴が提起された場合の注意点	23
Q 11	送達の効力	24
Q 12	裁判所、裁判長、受命裁判官の行うことができる訴訟行為	25
Q 13	原判決で予備的相殺の抗弁が認められた場合の注意点	27
Q 14	行政処分取消訴訟の当事者の表記	28
Q 15	監査役設置会社と取締役との間の訴えにおける会社代表者	31
Q 16	当事者が破産手続開始決定等を受けたときの留意事項	32
Q 17	高裁所属の家庭裁判所調査官の活用	34
Q 18	人事訴訟事件の事務処理に関する留意点【総論】	36
	1 参考となる資料等	36
	2 人事訴訟事件の特色	36
Q 18-1	人事訴訟事件の事務処理に関する留意点【各論①】～事件係属中の留意点～	39
	1 附帯処分の申立て	39
	2 事実の調査	39
	3 付調停	40
Q 18-2	人事訴訟事件の事務処理に関する留意点【各論②】～判決によらない事件の終了～	41
	1 人事訴訟事件における和解、請求の放棄・認諾	41
	2 和解等の手続における留意点	41
Q 18-3	人事訴訟事件の事務処理に関する留意点【各論③】～事件完結後の事務～	44
	1 概要	44
	2 戸籍通知	44
	3 事件完結に伴う届出等	45
	4 確定証明	47
	5 まとめ	48
Q 19	人事訴訟事件における年金分割の手続	49

1	参考となる資料	49
2	裁判所における年金分割の手続	49
3	人事訴訟事件の判決に対する控訴事件における年金分割の手続の留意点	50
Q 2 0	通常部に配てんされる抗告事件の処理	53
Q 2 1	抗告事件、再審事件の決定の被告知人の範囲等	56
Q 2 2	和解調書を作成する上での注意点	58
Q 2 3	事件終了時に民事訟廷に対して行う事務	59
Q 2 4	記録係に原本を引き継ぐ場合と引き継がない場合の区別	60
Q 2 5	控訴審判決に基づき執行文付与する場合の留意事項	61
Q 2 6	控訴事件の確定	62
Q 2 7	事件確定後、高裁で処理すべき事項	64
Q 2 8	上告・上告受理事件の処理に当たっての留意事項	66
Q 2 9	高等裁判所が上告裁判所として判決をした場合の不服申立て	68

高裁民事部の事務処理をする上で、どのような参考資料がありますか？

1 事務全般については、次のような資料が参考になります。

- (1) 平成11年度書記官実務研究「民事上訴審の手続と書記官事務の研究」（司法協会）
- (2) 初めて控訴審の事務を担当するあなたへー控訴審書記官はどのように事件に関わるべきか
－（平成19年4月・大阪高裁Qm a c 民事小委員会）

2 個別の事務処理について、参考になる資料としては、次のようなものがあります。いずれも、府内ホームページの高裁民事のページ（こうみんw e b）に掲載されています。

事務処理にあたって、大阪高裁独自の取扱いを記載しているものもありますので、目を通しておくとよいでしょう。

- (1) 主任会議申合せ事項・決議集（大阪高裁民事部）
- (2) 民事訴訟記録編成方式一覧
- (3) 高民掲示板バックナンバー
- (4) 録音反訳方式の実施要領
- (5) 訴訟救助事件の書記官事務処理要領（平成23年1月実施大阪高裁民事部作成）
- (6) 認証等用特殊用紙の取扱要領
- (7) 証人の供述等を記録した記録媒体の取扱要領（平成23年10月11日付け大阪高裁民事部・刑事部）

3 事件類型ごとに参考になる文献は次のとおりです。このうち、「行政事件訴訟法の改正に伴う書記官事務の留意点」及び「医事関係鑑定マニュアル」を除く文献は、いずれも府内ホームページの高裁民事のページ（こうみんw e b）に掲載されています。

- (1) 行政事件
 - ・ 行政事件訴訟法の改正に伴う書記官事務の留意点（平成17年3月9日・最高裁事務総局行政局）
 - (2) 医事関係事件
 - ・ 医事関係鑑定マニュアル（平成15年1月・平成16年3月・平成16年11月改訂 大阪高等裁判所専門訴訟検討委員会）
 - ・ 医療関係訴訟鑑定人選任マニュアル（平成16年3月・平成22年7月14日・平成24年7月30日改訂 大阪高等裁判所専門訴訟検討委員会）
 - (3) 人身保護請求事件
 - ・ 人身保護請求事件に関する実務的研究〔復刻・補訂版〕（平成18年11月・裁判所職員総合研修所）
- 4 「高裁書記官」としての自覚とモチベーションを高めるために、次のような資料もあります。
「高裁民事書記官の職務について」報告書

5 その他

(1) 事務全般

- ・ 民事控訴審の判決と審理（第二版）（第一法規）
- ・ 民事裁判の主文（新日本法規）

(2) 最高裁に対する上訴制度

- ・ 最高裁判所に対する民事上訴制度の運用（判例タイムズ1250号）
- ・ 最高裁判所における民事上告審の手続について（判例タイムズ1399号）

(3) 抗告事件（家事事件を除く。）

- ・ 抗告・異議申立ての実務と書式（新日本法規）
- ・ 民事抗告審の実務と考察（判例タイムズ1274号）
- ・ 民事抗告事件事務処理要領（会報書記官11号）

(4) 簡裁を一審とする上告事件

- ・ 上告審としての大坂高等裁判所第14民事部の実情（上），同（下）（判例タイムズ1272号，1273号）

※ 人事訴訟事件の事務処理に関する参考資料等については、Q18を参照してください。

Q 2

高裁における各種事件についての手数料、算出の留意点

高裁における各種事件についての手数料、算出の留意点を教えてください。

1 手数料の算出にあたっては、以下の文献が参考になります。

- (1) 「訴額算定に関する書記官事務の研究（補訂版）」法曹会（以下「研究」という。）
- (2) 「三訂版事例からみる訴額算定の手引」新日本法規（以下「手引」という。）
- (3) 「民事上訴審の手続と書記官事務の研究」司法協会

2 高裁で扱う主な事件の手数料等については、事件係作成の別表1、2、3（P69以下）のとおりです。なお、手数料等一覧表については、全ての事件を網羅したものではありませんので、受付分配通達等を参照して執務にあたる必要があります。

(1) 控訴

ア 控訴（民訴法281条）の訴額（研究P210以下・手引P28以下）

控訴の訴額は、控訴人が不服を申し立てた部分を基礎に算定します。

したがって、原告と被告の双方が控訴した場合は、不服の範囲が異なるため、各別に算定することになります。

控訴の訴額算定の基礎の基準時は、第1審の訴え提起時です。

イ 控訴の手数料

ア 第1審が請求について判断した場合

訴え提起手数料（民費法別表第1の1の項。以下、「民費法別表第1の」を省略し、單に項のみを記載する。）により算出して得た額の1.5倍の額（2の項）。

イ 第1審が請求について判断していない場合

いわゆる訴訟判決（訴え却下判決等）については、通常の控訴手数料額の2分の1の額（4の項）。《控訴の訴額が2分の1になる訳ではないことに注意》

ウ 具体例

ア 控訴審で訴え変更した場合の手数料（研究P218以下・手引P35）

① 第1審が請求について判断した場合

「変更後の請求につき2の項（控訴手数料）により算出して得た額」から「変更前の請求に係る（控訴）手数料の額」を控除した額です（5の項の括弧内）。

② 第1審が請求について判断していない場合

そもそも、この場合に訴えの変更が許されるかどうか疑問が生じますが、仮に訴えの変更が許された場合は、「変更後の請求につき1の項（訴え提起手数料）により算出して得た額」から「変更前の請求に係る（訴え提起）手数料の額」を控除した額とするのが相当です（5の項の括弧外）。

イ 控訴審で反訴提起した場合の手数料（研究P219以下・手引P36以下）

Q10を参照してください。

(ウ) 附帯控訴の手数料（研究P 215以下・手引P 33以下）

附帯控訴の手数料は、上記2の算出方法と同じです。

訴え変更又は反訴提起するために附帯控訴の申立てをする場合は、上記ア又はイ)と同様に処理します。

相手方の控訴とは別個に独立して不服額に応じて算出するのが原則です。

(エ) 第1審で反訴提起があり、本訴・反訴がいずれも一部認容された場合の手数料（研究P 208以下・手引P 32以下）

本訴・反訴を通じてその不服部分について、合算・吸収法則を適用して控訴の訴額を算定するのが相当です。

したがって、本訴原告から敗訴部分全てを不服とした控訴提起がなされれば、本訴一部棄却部分の訴額と反訴一部認容部分の訴額とを合算・吸収法則を適用して得た額が、控訴の訴額となります。

(オ) 人事訴訟法32条1項の裁判に対する控訴の手数料（研究P 213以下・手引P 34）

婚姻の取消し又は離婚の訴えについて、子の監護に関する処分・財産分与・年金分割等の附帯処分部分を不服とした場合の控訴の手数料は、明文の規定はありませんが、第1審の申立手数料(15の2の項)の1.5倍の額とするのが相当です(2の項の準用)。

なお、離婚訴訟における親権者指定(第1審につき離婚請求の手数料に含まれ申立手数料不要)の部分のみを不服とした場合は、上記と同様に、控訴の手数料として1800円(子1人)とするのが相当です。

また、高等裁判所に附帯処分の申立てがあったときの申立手数料は、家事審判事項の個数×1800円とするのが相当です(Q18-1参照)。

(カ) 民訴法260条2項(仮執行の原状回復及び損害賠償)の申立ての手数料（研究P 19・手引P 26, 36)

この申立ての性質は反訴であるから、訴額も反訴と同様に算定し、申立てをする審級に応じた手数料となります。

控訴審に申し立てた場合の手数料は、控訴審における反訴の場合に準じて算出します(6の項)。

(キ) 仮執行宣言のみを不服とする控訴があった場合の手数料（研究P 213）

民費法別表第1及び第2に列挙されていない以上、手数料徴収の根拠を欠くことになりますから、手数料の納付は不要であると考えられます。

(ク) 附帯請求の部分を不服とする控訴があった場合の手数料（研究P 207以下、P 316以下・手引P 32）

この場合は、附帯請求不算入の原則(民訴法9条2項)は適用されませんから、控訴の訴額は、附帯請求部分の価額となります。

ただし、請求を全部棄却した第1審判決に対する控訴の場合との均衡を図るために、附帯請求の価額が主たる請求の価額(第1審訴額)を超える場合には、控訴の訴額は、

主たる請求の価額（第1審訴額）を限度とするのが相当です。

(2) 上告・上告受理

ア 上告（民訴法314条）・上告受理（民訴法318条）の訴額（手引P39以下）

上告及び上告受理の訴額は、上告人（上告受理申立人）が不服を申し立てた部分を基礎に算定します。算定方法等については控訴の場合と同様です。

なお、上告と上告受理の両方の申立てを行う場合、主張する利益が共通する限度において、一方について納めた手数料は、他の方においても納めたものとみなされます（民費法3条3項）。

上告の訴額の算定は、原裁判所の裁判長が行います（民訴法314条2項・288条）。

イ 上告の手数料

(ア) 請求について判断した判決に対する場合

1の項（訴え提起手数料）により算出して得た額の2倍の額（3の項）。

(イ) 請求について判断していない判決に対する場合

実体上の請求自体について判断していない判決（訴え却下判決に対する控訴棄却判決、控訴却下判決等）については、通常の上告手数料額の2分の1の額（4の項）。

(3) 特別抗告・許可抗告

特別抗告（民訴法336条、家事法94）・許可抗告（民訴法337条、家事法97）の手数料（手引P44）は、最初の抗告提起の手数料額と同額です（18の項）。ただし、特別抗告や許可抗告についてした決定に対する特別抗告・許可抗告については、手数料額を1000円とする部もありますので、裁判体の判断を確認してください。（許可抗告の裁判に対する不服申立ての方法につき、Q20の2参照）

なお、特別抗告と許可抗告の両方の申立てを行う場合、主張する利益が共通する限度において、一方について納めた手数料は、他の方においても納めたものとみなされます（民費法3条3項）。

(4) 再審

ア 再審（民訴法338条）の訴えの手数料（手引P45）

高裁への再審の訴え提起の手数料額は4000円です（8の項(2)）。（参考：簡裁への提起の場合は2000円（8の項(1)））

イ 準再審（民訴法349条）の手数料（手引P46）

準再審の手数料額は1500円です（19の項）。

なお、再審の終局決定に対する特別抗告・許可抗告の手数料は1000円です（18の項(4)）。

(5) その他

ア 控訴審に係属後、原審での訴額算定に誤りがあるなど訴え提起手数料が過納付もしくは不足している場合は、裁判体の判断によりますが、高裁への手数料還付申立てもしくは追納付の連絡を検討します。

イ 訴額算定が極めて単純な場合を除き、原則として計算メモを作成することが相当です。

なお、上告事件記録の送付に当たっては、上告状等に訴額が記載されていない、又は記載された額と異なる価額を訴額として認定した場合は、原則として認定訴額及び算出方法（計算式、考え方）を記載した事務連絡を添付する取扱いです（令和3年6月18日付け最高裁判所訟廷首席書記官事務連絡「民事上訴事件記録の送付事務について」参照）。

Q 3

立件取消し

立件取消しについて教えてください。

1 立件取消しは、『ある申立書らしき書類を事件簿に登載することによって立件したが、後日、裁判所として応答すべきものではなく、立件すべきではないことが判明した場合、裁判長の指示により「立件取消し」を行い、事件簿の終局欄に立件を取り消した旨及びその処理を行った年月日を記載する。』（民事実務講義案 I 四訂補訂版 P 10）と説明されています。すなわち、本来は「立件」すべきでなかったということを明確にする手続きであり、それは司法行政上の措置として執られているものです。

2 立件取消しの結果は、提出者に通知すべきでしょうか。

理論的には、立件取消しが訴訟手続とは異なる司法行政上の措置であるため、提出者に通知する必要はなく、また、立件取消しに対する不服申立手続が存在しないため、提出者に対する通知は実益がないとも言えそうです。

一方で、提出者は裁判所に提出した書類がどのように取り扱われたか関心を持つものであり、裁判所は、そのような提出者の期待に応えるべきであるとも考えられます。

結局のところ、提出者に通知することが望ましいか否かを事案に応じて判断することになるでしょう（予納郵券の有無を一つの判断材料としている例もあるようです。）。

3 立件取消しに係る書面に印紙が貼付されていた場合、民費法9条1項に基づく手数料還付ができるかという問題もありますが、受訴裁判所の判断に委ねるのが相当でしょう。

4 近年では、増加する濫訴、濫申立てに対応するために立件取消しをする例もあります。立件取消しは、受訴裁判所が判断する事項ですので、高裁民事部としての明確な基準はありませんが、基準を定めている部もあります。

5 立件取消しの具体的な処理方法については、「主任会議申合せ事項・決議集」に記載がありますので、確認してください。

(参考文献等)

- ・ 書協会報 129号「受付立件手続等についての若干の考察—殊に符号変更・立件取消し等について」
- ・ 支部会報（東京地裁民事部）106号「東京地方裁判所の民事事件の立件指示、立件取消し、立件変更に関する書記官事務の取扱いの現状と書式例について」

Q 4**最高裁判所から差し戻された場合の手続**

最高裁判所から事件が差し戻された場合、どのように手続を進めるのですか？

- 1 差戻事件は、最高裁から事件係に送付後、通常の新受事件として立件され、他の新受事件と同様に配てんされます。ただし、原判決に関与した裁判官は差戻審における口頭弁論に関与できないため、差戻前の係属部以外の部に配てんされます。
- 2 配てんを受けた担当部の書記官は、代理人等と期日調整の上、第1回口頭弁論期日の指定事務を行うこととなります。差戻前の控訴審で委任を受けた訴訟代理人がいる場合は、更に差戻審で委任を受けなくても訴訟行為ができると考えられているので、訴訟代理人と調整を行うことになります（なお、当事者本人が差戻前の控訴審の訴訟代理人に上告審における訴訟委任をしなかった場合等、代理権の復活を当然には認めない場合も考えられます。）。
- 3 第1回口頭弁論期日では、弁論更新の手続が必要となるので、出頭当事者が「従前の口頭弁論の結果」を陳述します。「従前の口頭弁論の結果」とは、第1審及び差戻前の控訴審でなされた弁論の結果も含むと考えられています。ただし、第1審でなされた弁論の結果のみが対象となるという考え方もあります。この見解の場合、特に控訴審の結果をも援用する旨の陳述がなされたときには、「従前の口頭弁論の結果（原審の口頭弁論の結果）を陳述し、大阪高等裁判所における主張及び証拠調べの結果を援用する。」と記載することになるでしょう。
- 4 差戻後において新たな書証の提出や証拠の申出がなされた場合には、書証目録、証人等目録を新たに作成することとなります。新たに提出される書証は差戻前の控訴審における目録の記載を前提に、従前の最後の番号に引き続く書証番号を付すこととなります。
- 5 差戻審における審理の範囲については「民事上訴審の手続と書記官事務の研究」P49以下に記載されています。
- 6 差戻後の判決に対する上訴手数料については、会報書記官61号「訴額算定に関する事例研究」の「No.47 差戻し後の判決に対する控訴、上告等の提起手数料の要否について」に見解があります。

(参考)

控訴審で差戻しの判決があった場合、記録を原審裁判所に送付する際、当事者に郵便切手を返還せず、記録とともに郵便切手を引き継ぐこととなるので注意してください。

Q 5

控訴の趣旨及び控訴の趣旨に対する答弁における留意事項

控訴の趣旨及び控訴の趣旨に対する答弁において、留意すべき事項は何ですか？

1 控訴の趣旨について

(1) 控訴の趣旨の記載

控訴状には、実務上、控訴審において求める判決主文と同様の形式で控訴の趣旨が記載されるのが通常で、その記載方法としては、取消方式と変更方式の2つの方法があります。

控訴の趣旨の記載を点検するに当たっては、原判決のうち取消し又は変更を求める範囲とその上で求める裁判の内容が整合しているか、という点に留意してください。

一部認容の判決に対する控訴の場合、特に誤りが多いので注意が必要です。例えば、一部認容の判決に対し原告が控訴した場合に「原判決を取り消す。」とするのは、一部勝訴した部分も含めて取消しを求ることになり、適切ではありません。このほか、本訴請求と反訴請求がある事件でどちらか一方の請求についてしか記載していないもの、当事者複数の事件で一部の当事者のみが控訴した場合に、どの当事者に関する部分について取消し又は変更を求めるのかが明示されていないものなどがあります。

具体的な控訴の趣旨の記載例とその解説については、別表4の「控訴の趣旨記載例」(P 79以下)を参考にしてください。

(2) 控訴の趣旨の記載に誤りがある場合の処理

控訴の趣旨の記載に誤りがある場合、控訴状副本を被控訴人に送達する前に控訴人に対して補正を促し、控訴状訂正申立書などの書面の提出を待って、これを控訴状副本とともに被控訴人に送達するという扱いが実務上一般に行われるところですが、誤りの程度によっては、口頭弁論期日において控訴人に指摘し、口頭での訂正を促す(「訂正の上陳述」として期日調書に残す。)場合もありますので、いずれの方法によるかは、裁判体の方針を確認するようしてください。

2 控訴の趣旨に対する答弁について

(1) 控訴の趣旨に対する答弁の記載

控訴答弁書には、控訴の趣旨に対する答弁が記載されます。控訴の趣旨に対する答弁の記載を点検するに当たっては、答弁が控訴の趣旨に対応したものとなっているかに留意してください。

例えば、被告が控訴した場合の控訴の趣旨に対する答弁は「本件控訴を棄却する。」とすべきところ、「控訴人の請求を棄却する。」とする誤りが多く見られます。また、控訴の趣旨に対する答弁のうち、訴訟費用の点について次のような誤りも多いので、注意してください。

(誤) 本件控訴を棄却する。

訴訟費用は、第1、2審とも控訴人の負担とする。

(正) 本件控訴を棄却する。

控訴費用は、控訴人の負担とする。

※ 控訴を棄却する場合は、原判決は原審の訴訟費用についての裁判も含めて維持されるので、控訴裁判所は、控訴費用についてのみ裁判します。

(2) 控訴の趣旨に対する答弁の記載に誤りがある場合の処理

控訴答弁書の控訴の趣旨に対する答弁の記載に誤りがある場合、事前に補正を促すことはせず、口頭弁論期日において口頭での訂正を促し、訂正の上陳述した旨を期日調書に残す扱いが実務上一般に行われるところですが、この点についても、控訴の趣旨と同様裁判体の方針を確認し、これに沿った事務処理を行ってください。

※ 上記のほか、以下のような誤りが散見されるので、注意してください。

- ・ 附帯控訴の場合に、控訴人、被控訴人、控訴費用に「附帯」の文言がないもの
- ・ 原告、被告と控訴人、被控訴人の表記が混在しているもの
- ・ 控訴の趣旨に対する答弁に仮執行宣言を求める記載があるもの

(参考文献等)

- ・ 民事上訴審の手続と書記官事務の研究[補訂版]P 33～37、民事控訴審の判決と審理 P 80～89、判例時報2186号P 3～15「民事控訴審判決主文の基礎」

共同訴訟の一部の当事者から控訴があった事件の控訴・上告において留意すべき事項は何ですか？

1 共同訴訟とは、当事者的一方または双方が複数いる訴訟形態のことですが、通常共同訴訟と必要的共同訴訟とに分けられます。

通常共同訴訟において、一個の第1審判決で通常共同訴訟の判断がされた場合には、各共同訴訟の当事者間にそれぞれ別個の判決が存在するものと扱われます（共同訴訟人独立の原則・民訴法39条）から、共同訴訟人の一人から又は共同訴訟人の一人に対して控訴が提起されたときは、その当事者間の請求のみが移審して控訴審の審判の対象となり、他の当事者間の請求は移審せずに確定することとなります。

一方、訴訟の目的が共同訴訟人の全員について合一にのみ確定すべき必要的共同訴訟の場合には、その一人に対する相手方の訴訟行為は、全員に対してその効力を生ずる（民訴法40条2項）ため、共同訴訟人の一人が控訴を提起した場合でも、必要的共同訴訟の全部につき確定遮断の効力及び移審の効力が生じることになります。

この必要的共同訴訟は、利害関係人全員が当事者とならなければ当事者適格を欠き訴えが不適法となる固有必要的共同訴訟と、利害関係人各自が単独で当事者適格を有するが、その数人の者が当事者となり共同訴訟となった場合には法律上合一的な審判が要求される類似必要的共同訴訟に分けられます。

2 必要的共同訴訟において、誰が上訴人となり、誰が被上訴人となるかですが、判例では、共同訴訟人の一部の者が上訴した場合には、共同訴訟人の全員が上訴人となる旨を判示した（最三小判昭和38・3・12民集17-2-310、建物につき所有権移転請求権保全の仮登記にもとづき所有権移転の本登記を経由した原告から、同建物につき共同して競落したことを原因として所有権移転登記を経由した被告らに対し、共有名義の所有権移転登記の抹消登記手続を請求する訴訟は必要的共同訴訟であると解すべきであるので、一人の被告のした控訴の提起の効果によって、他方の被告は、控訴人たる地位を取得する）もの、逆に、共同訴訟人の一部の者が上訴した場合には、他の共同訴訟人は被上訴人となる旨を判示した（最三小判平成11・11・9民集53-8-1421、土地の共有者のうちに境界確定の訴えを提起することに同調しない者がいるため、隣接する土地の所有者と訴えを提起することに同調しない者とを被告にして境界確定の訴えを提起した場合の判決に対し、隣地の所有者が共有者のうちの原告となっている者のみを相手方として上訴した場合には、共有者のうちの被告となっている者は被上訴人としての地位に立つ）もの、また、上訴をしなかった共同訴訟人は、上訴人にも被上訴人にもならない旨を判示した（最大判平成9・4・2民集51-4-1673、複数の住民の提起した住民訴訟はいわゆる類似必要的共同訴訟と解するのが相当であるが、住民訴訟については、自ら上訴をしなかった共同訴訟人をその意に反して上訴人の地位に就かせる効力まで生ずると解するのは相当でない）

ものがあります。

このように同じ必要的共同訴訟といつても紛争態様に応じて取り扱いが異なることから、誰を上訴人とし誰を被上訴人とするか担当裁判官とよく相談する必要があります。

- 3 なお、訴えの取下げや控訴の取下げについても、一部の者からの取下げができるかできないかについて、紛争態様に応じて判断する（一部の者からの上訴取下げを認めたものー前記最大判平成9・4・2民集51-4-1673）ことになります。
- 4 確定証明の申請があった場合、合一確定させる必要的共同訴訟はそのうちの一人からでも上訴があれば全員につき確定しません（前記最大判平成9・4・2民集51-4-1673）。ただし、控訴期間は各当事者ごとに計算することになります。

(参考文献等)

- ・ 民事裁判の主文P222～223、民事控訴審の判決と審理P18～20

参考人がいる事件の控訴・上告において留意すべき事項は何ですか？**1 控訴審での留意事項**

- (1) 原審における参加は、控訴審においてもその効力を有します。

したがって、被参考人や独立当事者参加人の相手方から控訴の提起があった場合、控訴状に参考人の記載がなかったとしても、控訴状や期日呼出状の送達が必要になります。

※ 控訴状の送達については、補助参考人が控訴した場合における被参考人（控訴人）への送達、または被参考人が控訴した場合における控訴人補助参考人への送達が必要となります（福岡高判昭48.1.23判時703-49）。

- (2) 独立当事者参加訴訟で、原審判決に対し、一人の当事者から他の一人の当事者だけを相手方として控訴を提起した場合、控訴をしなかった他の一人の敗訴者も被控訴人の地位に立つという判例（最判昭36.3.16民集15-3-524、最判昭50.3.13民集29-3-233）がありますが、紛争態様に応じて異なる可能性もあります（Q6参照。なお、現行法で肯定されている片面的独立当事者参加の場合も同様です。）。

※ 控訴審において独立当事者参加の申出がされた場合、控訴事件（高裁であれば~~被控訴人等~~）として立てし配てんされます。

- (3) 原審で被参考人が敗訴判決を受けた場合、補助参考人は、被参考人のために、被参考人が不控訴の合意または控訴権の放棄をしていない限り、被参考人の控訴期間内に（最判昭50.7.3集民115-231）控訴提起をすることができます（最判昭46.6.29集民103-241）。ただし、自らが控訴人となるわけではなく、あくまで被参考人が「控訴人」であり、補助参考人は「控訴人補助参考人」となります。

- (4) 上告についても(3)と同様であり、補助参考人への判決正本の送達が遅滞しないよう留意する必要があります。

2 上告提起があった場合の留意事項（上告受理申立てを含む。以下同じ。）

- (1) 上告提起があった場合、原審における参考人に上告の効力が及ぶことは控訴審の場合と同様です。したがって、上告状及び上告提起通知書の送達も控訴状の場合と同様に考える必要があります。

- (2) 被参考人が上告を提起した場合、補助参考人も上告理由書を提出することができますが、その期間は、被参考人の上告理由書提出期間に限られます（最判昭25.9.8民集4-9-359、最判昭47.1.20集民105-1）。補助参考人が上告提起した場合（上告期間は、被参考人の上告期間内に限られます。）も、補助参考人の上告理由書提出期間は、被参考人が上告提起通知書の送達を受けた日を基準として算定します（民事上訴審の手続と書記官事務の研究P270参照）。したがって、補助参考人への送達が遅滞しないよう、留意する必要があります。

- (3) 補助参考人と被参考人が、それぞれ上告を提起した場合は二重上告となり、後行の上告は

不適法となります（最判平元.3.7 集民 156-295）。このような場合は、裁判体に判断を仰いだ上で当事者にその旨を伝え、一方の取下げを促すべきと考えられます（上告手数料の還付ができることも伝えると良いでしょう。）。任意の取下げに応じない場合は、原裁判所で後行の上告を却下（民訴法 316 条 1 項 1 号）することも考えられます（判タ 699-183 最判平元.3.7 コメント）が、先行上告の適否の最終判断は上告審が行うことから、後行の上告を原裁判所で却下するのではなく、両事件とも最高裁へ送付すべきと考えられます（判タ 735-280 同事件判例解説）。

※ その他の留意事項

- 第1審で参加人となっていなくても、参加をなしうる者は、参加の申出とともに控訴提起をすることができます（補助参加・民訴法 43 条、独立当事者参加・民訴法 47 条等）。ただし、上告審は、法律審であることから、独立当事者参加については、参加の申し出とともに上告を提起することはできません（最判昭 44.7.15 民集 23-8-1532）。
- 被参加人は、補助参加人のした上訴を取り下げるることはできますが、補助参加人は、被参加人の同意なくして自らした上訴を取り下げることはできません（東京高判昭 41.12.23 判時 478-59、民事上訴審の手続と書記官事務の研究 P247（注 2）参照）。
- 補助参加人には裁判の効力が及びます（民訴法 46 条）が、被参加人のみが行った和解の効力は及ぼしません（補助参加人が期日に出頭したものの、和解の当事者になっていない場合は、期日に出頭した旨は和解調書の「出頭した当事者等」欄に記載することになりますが、和解条項中に補助参加人が出てきませんので、「当事者の表示」欄に補助参加人を表示することはできません（和解調書は、申請があったときに通常の謄本交付申請手続により交付することで足りるでしょう。）。従って、補助参加人に和解の効力を及ぼす場合は、被参加人のする和解に参加してもらうことになります（その実質は、利害関係人と同様と考えられます。）。
- 共同訴訟的補助参加（例えば、破産管財人の訴訟に参加する破産者、遺言執行者の訴訟に参加する相続人、債権者の代位訴訟（民法 423 条）に参加する債務者）の場合には、補助参加人の訴訟行為は、それが被参加人の利益になるものである限り、被参加人の訴訟行為と抵触するものであっても、その効力が認められます。よって、補助参加人のした上訴について被参加人のみが上訴を取り下げても、取下げの効力は生じませんし（大判昭 13.12.28 民集 17-2878、最判昭 40.6.24 民集 19-4-1001），さらに、上訴期間自体も、必要的共同訴訟人の場合と同様に、被参加人と独立に計算される（福岡高判昭 49.3.12 判タ 309-289）等、上記の通常の補助参加の場合とは異なる取り扱いとなりますので、注意が必要です。

（参考文献等）

- ・ 「訴訟参加に関する書記官事務について」（書協会報 128-73）
- ・ 「補助参加をめぐる裁判例と問題点」（判タ 1246-46）
- ・ 「補助参加事件の対策について」（平成 30 年 3 月 16 日付大阪高民主任書記官申合せ）

Q 8

議会の議決や破産裁判所の許可等が必要となる場合

当事者が地方公共団体や破産管財人等の場合、どのような訴訟行為等に議会の議決や破産裁判所の許可等が必要となるのですか。

地方公共団体や破産管財人等が当事者の場合、それらの者が一定の訴訟行為等を行うには、議会の議決や破産裁判所の許可等が必要となる場合があります（この場合、議決書謄本や破産裁判所の許可書謄本等を提出させる必要があります。）。議決や許可等を得ずにした訴訟行為等は無効となることがありますので、注意が必要です。

議会の議決や破産裁判所の許可等を要する行為としては、以下のようないわゆるものがあります。

1 当事者が地方公共団体の場合

地方公共団体が訴え提起、和解、権利の放棄等をする場合には、原則として、議会の議決が必要となります（地自法96条1項12号、同項10号）。ただし、金額によっては、地方公共団体の長の専決処分とされている場合（同法180条）がありますので、地方公共団体の内部規定等を確認する必要があります。

(1) 訴えの提起（地自法96条1項12号）

「訴えの提起」とは、地方公共団体が訴えを提起する場合であり、応訴する場合には、議決は不要です（普通地方公共団体の行政手続の処分又は裁決に係る当該普通地方公共団体を被告とする抗告訴訟の判決に対して上訴する場合も議会の議決は不要です。）。

なお、地方公共団体の申立てに基づいて発せられた支払督促に対し債務者から異議の申立てがあり、訴えの提起があったものとみなされる場合（民訴法395条）にも、議会の議決を要します（最判昭59.5.31民集38-7-1021）。

この「訴えの提起」には、第1審の訴え提起に限らず、控訴等の上訴や附帯控訴の提起が含まれますが、訴え提起にあたり、上訴も含めて議会においてすでに包括的に議決されている場合には、その後の上訴の訴えは、議決を要しないと解されています（大判大5.3.10刑録22-364）。

また、「訴えの提起」には、保全命令（仮差押、仮処分）の申立て等は含まれません。

議決を欠いた行為の効力については、原則として無効と解されていますが、議会の議決を経ずにして行われた行為であっても、事後に議会の議決によってそれが追認されれば、その瑕疵は治癒されるとする判例があります（大判大元.10.15民録18-861、大判大2.6.4民録19-388、仙台高判昭33.4.15行集9-4-713）。

(2) 和解（同項12号）

「和解」には、訴訟外の和解の他、訴訟上の和解（民訴法89条）、訴え提起前の和解（同法275条）等が含まれます。

(3) 権利の放棄（同項10号）

「権利の放棄」とは、地方公共団体の有する財産権その他の権利を地方公共団体の意思で対価なく減少又は消滅させる行為であり、時効による権利の消滅等は含まれません。

2 当事者が破産管財人等の場合

破産管財人が訴え提起、和解、権利の放棄等をする場合には、原則として破産裁判所の許可を要します（破産法78条2項10号、11号、12号）。ただし、100万円以下の額（訴額）を有するものに関する場合（同条3項1号、破産規則25条）や、あらかじめ破産裁判所が許可不要行為として定めた場合（同項2号）は、許可は不要です。

(1) 訴えの提起（破産法78条2項10号）

「訴えの提起」とは、破産管財人が訴えを提起する場合であり、応訴する場合には許可を要しません。また、破産手続開始決定前から係属する訴訟を受継する場合には許可を要しません。

なお、「訴えの提起」には、他に反訴提起、独立当事者参加、支払督促申立て、保全命令（仮差押、仮処分）の申立て等が含まれますが、上訴の提起が含まれるか否かについては、両説があります（最判昭61.7.18判時1207-119参照）。

(2) 和解（同項11号）

「和解」には、上記1(2)と同様、訴訟外の和解の他、訴訟上の和解（民訴法89条）、訴え提起前の和解（同法275条）等が含まれます。

(3) 権利の放棄（同項12号）

「権利の放棄」には、訴えの取下げ（民訴法261条1項）、請求の放棄（同法266条1項）、上訴の取下げ（同法292条1項、同法313条、同法318条5項）、上訴権の放棄（民訴法284条、同法313条、同法318条5項）等が含まれると解されています。

※ 上記(1)ないし(3)の要許可事項については、基本的には、会社更生手続における保全管理人（会社更生法32条3項、72条2項、同条3項）、更生管財人（同法72条2項、同条3項）、民事再生手続における再生債務者（民事再生法41条1項）。ただし、監督委員が選任されている場合、監督命令で41条1項の要許可事項と同様の事項が監督委員の要同意事項とされている場合には、別途裁判所の許可を要しない運用が行われていることがあります。）、保全管理人（同法81条3項、41条1項）、管財人（同法41条1項）の場合も同様に考えられます。

Q 9

訴訟救助申立てが却下された場合の事務処理

訴訟救助申立てが却下され、同時に手数料の納付を命ずる補正命令が発付されたところ、訴訟救助申立て却下決定に対して特別抗告の提起がなされました。この場合、本案の処理はどのようになるのですか(特別抗告や許可抗告がなされた場合、控訴審における原決定は確定するのですか、しないのですか。)。

特別抗告には特別上告の規定が準用され(民訴法336条3項、民訴規208条)、特別抗告の提起には原裁判の確定遮断効はなく(民訴法122条、116条)、当然の執行停止効もありません(民訴法336条3項、334条)。許可抗告申立てでも特別抗告と同様です(民事上訴審の手続と書記官事務の研究P302、305)。

したがって、高裁の決定は告知と同時に確定することになります(Q20の2参照)。

そこで、訴訟救助申立て却下決定が告知と同時に確定するとの見込みのもと、同決定と同時に補正命令を発付する取扱いが考えられます。この場合において補正期間内に手数料を納付しないときは、特別抗告の提起または許可抗告の申立てがなされていたとしても、控訴状却下命令を発する(民訴法288条、137条)ことができます。

しかし、控訴状却下命令が確定した場合、訴訟救助申立て却下決定に対する特別抗告ないし許可抗告事件のその後の処理に疑義が生じるので、訴訟救助申立て却下決定に対する不服申立期間経過まで補正命令の発付を見合わせる、あるいは訴訟救助申立て却下決定に対する特別抗告ないし許可抗告事件の結果が出るまで控訴状却下命令の発付を留保するといったことも考えられるでしょう。

いずれにせよ、決定相互の関係に留意し、裁判官とよく相談して事案に応じた進行方針を立てる必要があります(訴訟上の救助に関する研究P25)。

(参考文献等)

- 民事上訴審の手続と書記官事務の研究(司法協会)
- 訴訟上の救助に関する研究〔復刻・補訂版〕
(こうみんwebに掲載あり)

Q 10 控訴審において反訴が提起された場合の注意点

控訴審において反訴が提起された場合の注意点は何ですか？

- 1 控訴審においても反訴を提起することはできます。反訴の要件は第1審における反訴と同様ですが、控訴審における反訴の要件には、それに加えて、相手方の同意を要する旨の特別の定めがあります（民訴法300条1項）。

ただし、相手方が異議を述べないで反訴の本案について弁論をしたときは、反訴の提起に同意したものとみなされます（民訴法300条2項）し、判例（最判昭38.2.21 民集17-1-198）によれば、相手方から第1審の審判を受ける利益を実質上奪うおそれのない場合は、相手方の同意を要しないことになります。

従って、反訴の提起があったときは、反訴状送達前に、同意の要否、進行の見込みについて担当裁判官とよく相談する必要があります。なお、人事訴訟に関する反訴については、相手方の同意は不要とされています（人訴法18条）。

- 2 控訴審における反訴につき相手方が同意しなかった（異議を述べた）ときは、管轄権を有する第1審裁判所に移送するという判例（東京高判昭46.6.8 判時637-42）と、不適法として却下するという判例（大阪高判昭56.9.24 判タ455-109）とがあります。
- 3 控訴審における反訴提起の手数料については、次のとおりです。

(1) 第1審が本訴請求について判断した場合

民費法別表第1の6の項本文の括弧内により、「2の項（控訴提起手数料）により算出して得た額」となります。

ただし、本訴（現に控訴審に係属している請求に限ります。）とその目的を同じくする反訴については、本訴の控訴提起手数料額を控除した額が反訴提起手数料となります。

(2) 第1審が本訴請求について判断していない場合

民費法別表第1の6の項本文の括弧内に該当しないので、「1の項（訴え提起手数料）により算出して得た額」とするのが相当です。

なお、手数料額の控除については、第1審における反訴の場合と同じです。

Q 1 1 送達の効力

第1審でなされた送達場所の届出の効力等は、控訴審でも維持されるのですか？

控訴審は、第1審の続審ですから、第1審で生じた送達の効力は控訴審においても、原則的には維持されると考えられます。

送達場所の届出(民訴法104条2項)や送達の奏功(民訴法104条3項)による送達場所固定化効は、審級による影響を受けて、控訴審でも効力を有します(送達実務の研究P100)。

送達受取人の届出についても、送達場所届出の効力とともに、控訴審でも効力を有します(送達実務の研究P57)。

訴訟代理人については、審級代理の原則から、第1審の訴訟代理人が控訴審においても、当然に訴訟代理人、あるいは受送達者となるわけではありませんので注意を要します。第1審の委任状に特別授権事項として控訴・上告が含まれていれば、訴訟代理人は上訴審においても訴訟行為ができますので、受送達者となり得ますが、控訴審での受任の有無は、事実上、確認しておくべきです。なお、第1審の委任状で控訴が特別授権事項となっていても、実務では、手続の明確を期するため、特別授権の有無にかかわらず、控訴審段階で改めて委任状を提出させる取扱いが多いと思われます(民事上訴審の手続と書記官事務の研究P66)。

第1審における送達場所固定化効が、控訴審でも維持されるので、第1審においてなされた付郵便送達の効力も控訴審に引き継がれます。

第1審において、民訴法107条1項2号または3号の付郵便が実施されていれば、控訴審において、改めて通常の特別送達を試みることなく、直ちに付郵便送達ができるになります(送達実務の研究P173)。

ただし、公示送達については事情が異なります。公示送達は、民訴法110条1項各号の要件を前提として、他の送達方法によることのできない場合の最後の手段であり、受送達者がその内容を了知することが、まず期待できない送達方法ですので、その運用は慎重であるべきであり、審級が変わった場合にまで、最初の公示送達の前提事情が存続していると解すべきでないとされています(送達実務の研究P191)。第1審において公示送達がなされていたとしても、控訴審ではあらためて申立て等が必要となります。

Q 12

裁判所、裁判長、受命裁判官の行うことができる訴訟行為

裁判所、裁判長、受命裁判官がそれぞれ行うことができる訴訟行為にはどのようなものがありますか？

高等裁判所では、裁判官の合議体で事件を取り扱います（裁判所法18条1項）。そのため、訴訟行為の主体が、裁判所であったり、裁判長であったりと、合議体の事件の立会経験がない方にとっては、当初、何かと戸惑うことが多いと思います。そこで、次のとおり、裁判所、裁判長、受命裁判官がそれぞれ行うことができる訴訟行為の一例を表にしましたので、参考にしてください。

訴訟行為	裁判所	裁判長	受命 裁判官	根拠条文
補正命令、訴状却下命令		○		法137
口頭弁論を経ない訴え却下判決	○			法140
訴訟救助	○			法82
口頭弁論期日の指定		○		法93I, II, 139
弁論準備手続期日の指定		○	○	法93I, II, 規35
期日の取消	○		○	法120, 規35
期日の変更	○		○	法93III, 規35
弁論準備手続を受命裁判官に行わせる旨の裁判	○			法171I
受命裁判官の指定		○		規31I
弁論の制限、分離、併合又はこれらの取消	○		○	法152, 171II
弁論の再開	○			法153
訴訟指揮		○	○	法148, 171II
訴訟指揮等に対する異議についての裁判	○			法150
弁論準備手続に付する旨の裁判	○			法168
弁論準備手続に付する裁判の取消	○			法172
進行協議期日の指定	○		○	規95, 35
受命裁判官に進行協議期日における手続を行わせる旨の裁判	○			規98
書面の提出期限の定め		○	○	法162, 171II
釈明		○	○	法149, 171II
釈明処分	○		○	法151, 171II

訴訟行為	裁判所	裁判長	受命 裁判官	根拠条文
書面による準備手続に付する旨の裁判、その取消	○			法175, 120
書面による準備手続の主宰		○	○	法176Ⅰ
準備的口頭弁論の開始	○			法164
準備的口頭弁論の取消	○			法120
準備的口頭弁論の終了	○			法166
調査嘱託の採用	○		○	法170Ⅱ, 171Ⅲ
送付嘱託の採用、提示	○		○	同上
鑑定嘱託	○		○	同上
書証の取調べ	○		○	同上
人証の採用	○			法170Ⅱ
鑑定	○			同上
文書提出命令	○			法223Ⅰ
和解勧試、受命による和解勧試	○			法89
裁判所外での証人尋問	○		○	法195
起訴後の証拠保全の証拠調べ	○		○	法239, 235Ⅰただし書き
大規模訴訟の証人等尋問	○		○	法268
審尋	○		○	法88
受命手続における主宰 (弁論準備手続、和解、進行協議期日における手続)			○	法171, 89, 規98

※ 根拠条文欄の「法」は「民事訴訟法」を、「規」は「民事訴訟規則」を表す。

Q 13 原判決で予備的相殺の抗弁が認められた場合の注意点

原判決で予備的相殺の抗弁が認められた場合の注意点は何ですか？

1 相殺の抗弁は、他の抗弁と異なり、訴求債権（受働債権）の存在と、発生原因において無関係に成立存在しうる反対債権（自働債権）とを対当額で消滅させる効果を持つものですから、相殺の抗弁の成立・不成立の判断については、判決理由中の判断にも既判力を生ずるとされています（民訴法114条2項）。この相殺の抗弁が認められた場合、反対債権（自働債権）は訴求債権（受働債権）と対当額で消滅し、「現（口頭弁論終結時）に反対債権が不存在であること」が確定されることになります。

また、相殺の抗弁が予備的にされた場合、裁判所は、訴求債権（受働債権）が存在すると判断したときに、相殺の抗弁について判断することになります。

2 上訴の利益の有無は既判力を有する判決主文を基準として判断するのが原則ですので、全部棄却判決の場合、被告には上訴権が認められないのが通常です。しかし、判決理由中で予備的相殺の抗弁が認められて訴求債権（受働債権）と反対債権（自働債権）とを対当額で相殺した結果、訴求債権（受働債権）が消滅したとして全部棄却判決がされた場合は、被告は主位的には相殺以外の理由で訴求債権（受働債権）の存在を争っていたにもかかわらず、その存在が認められたことになるため、被告にも上訴の利益が認められることになります。

したがって、予備的相殺の抗弁が認められた全部棄却判決の場合には、①被告からの控訴があり得ること（控訴権のない者による控訴と判断しない。）、②控訴（原告・被告いずれからの場合も）が控訴状却下命令、控訴却下決定、控訴取下げにより終局し、原判決の確定時期を判断する際（Q 2 6 参照）には、原告の不服申立期間のみで判断しないこと、を認識しておく必要があります。

なお、以上のこととは、控訴審判決において予備的相殺の抗弁が認められた場合（予備的相殺の抗弁を認めた原判決を支持して被告の控訴を棄却する場合、原審では認められなかつたあるいは判断されなかつた予備的相殺の抗弁を控訴審で認めた場合など）も同様ですので、上告提起・上告受理申立てや控訴審判決の確定に関する事務処理においても留意してください。

3 予備的相殺の抗弁が認められた判決に対して原告が控訴した場合は、控訴によって得られる利益は訴求額と原審認容額との差額ですので、その額が控訴の訴額となります。

一方、被告が控訴した場合は、訴求額のうちの予備的相殺の抗弁が認められたことによって消滅した額（予備的相殺の抗弁が認められて請求が棄却された部分）についても訴額に算入されることになりますので、訴額を算定する際にも、判決理由中の予備的相殺の抗弁の有無を確認する必要があります。

Q 1 4 行政処分取消訴訟の当事者の表記

行政処分取消訴訟の当事者の表記はどうなりますか？

大阪高裁では全ての部に行政事件を配てん（符号㊯）しております。書記官として行政事件の処理も要求されます。行政事件には特有の留意事項が多く存在し、また、平成16年に行行政事件訴訟法の改正が行われ、第1審における受付が改正法の施行前である場合などに高裁においても問題となり、本問は控訴状等の審査や判決文チェックにおいて重要な項目となります。

1 取消訴訟の被告適格（行訴法11条）

取消訴訟の被告適格（処分をした行政庁等の資格のことで、高裁においては控訴人となるか被控訴人となるかはわからない。）については、次のとおり定められています。

(1) 国又は公共団体に所属する行政庁が処分等をした場合（行訴法11条1項）

処分等をした行政庁の所属する国又は公共団体を被告とします。ただし、処分等があった後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、当該他の行政庁の所属する国又は公共団体を被告とします。

なお、代表者として公共団体の長ではなく、処分等をした行政庁（独立行政委員会等）が指定される場合もあるので、関係法令をよく確認する必要があります（例：警察法80条における都道府県の公安委員会）。

【記載例】

東京都千代田区霞が関1-1-1

被	告	國
同代表者 法務大臣	○ ○ ○ ○	
処 分 行 政 庁	中央労働委員会	
同委員会代表者 委員長	○ ○ ○ ○	

大阪市中央区〇〇一丁目〇番〇号

被	告	大	阪	府
同代表者 知事	○ ○ ○ ○			
処 分 行 政 庁	大阪府〇〇府税事務所長	○	○	○ ○ ○

大阪市中央区大手前〇丁目〇番〇号

被	告	大	阪	府
同 代 表 者	大阪府公安委員会			
同委員会代表者 委員長	○ ○ ○ ○			
処 分 行 政 庁	○ ○ ○ ○			

(2) 国にも公共団体にも所属しない行政庁が処分等をした場合（行訴法11条2項）

独立行政法人それ自体が行政庁として処分等をした場合などがこれにあたります。

この場合は、当該行政庁（独立行政法人）を被告とします。

【記載例】

大阪市北区〇〇一丁目〇番〇号

被 告 独立行政法人大阪〇〇センター

上記代表者理事長 ○ ○ ○ ○

(3) (1)及び(2)によっても被告適格が定められない場合（行訴法11条3項）

法令の改正などによってその権限を失い、又は行政庁が廃止され、その権限を承継した行政庁もない場合などがこれにあたります。

この場合は、処分等に係る事務の帰属する国又は公共団体を被告とします。

記載例は、(1)と同様となります。

2 住民訴訟の当事者の表示について

(1) 原告適格（地方自治法242条の2第1項柱書）

ア 当該普通地方公共団体の住民であること

- ・ 自然人のみならず法人も含まれるとするのが多数説です。
- ・ 原告が死亡した場合、当然に訴訟は終了し、承継の余地はありません（最判昭55.2.22判時962-50）。
- ・ 原告が当該地方公共団体の住民でなくなったときは、原告適格を失うとする判例があります（大阪高判昭59.1.25行裁集35-1-8他）。
- ・ 住民訴訟は必要的共同訴訟であると解されるところ、必要的共同訴訟の場合、控訴をしなかつた共同訴訟人が控訴人の地位につくのか否かについては議論があり、積極に解する説が有力ですが、住民訴訟に関しては、上訴しなかつた共同訴訟人は上訴人にはならないと解されます（最判平9.4.2民集51-4-1673）。

イ 住民監査請求を経た者であること

(2) 被告適格

ア 「4号訴訟」（地方自治法242条の2第1項4号）について同号において被告となる「執行機関又は職員」とは、特段の委任等がなされない限り、地方自治法240条の規定に基づき、地方公共団体の債権を管理するとともに、地方自治法243条の2第3項の規定に基づく賠償を命ずる主体たる長になります。

【記載例】

被 告 ××市長 ○ ○ ○ ○

※ ○○○○の部分は、市長の個人名を記載します。市長が交代すれば、何らの手続を要せず新市長になります。

損害賠償請求権限を有する執行機関等そのものを被告としていることから、当事者の承継の問題を生ずることなく、当該執行機関の権限及び職務を引き継いだ者が被告として訴訟を追行することになります。

※ 地方公営企業の場合

地方公営企業（水道事業、ガス事業、自動車運送事業、鉄道事業等。地方公営企業法2条1項各号）の場合、原則として地方公営企業ごとに管理者がおかれる、当該管理者が地方公営企業の業務を執行し（地方公営企業法7条本文、8条1項）、管理者が置かれなかつた場合には、地方公共団体の長がその権限を行使する（地方公営企業法8条2項）ので、管理者が置かれた地方公営企業に所属する職員に対し、損害賠償等の請求をする場合は、被告となる「執行機関」は、地方公営企業管理者になります。

【記載例】

被 告 ××市水道事業管理者 ○ ○ ○ ○

※ 一部事務組合、広域連合（地方自治法284条～）の場合とともに、複数の地方公共団体がその事務を共同で行うことを目的として設置する組織であり、消防・上下水道・ゴミ処理などに関するものが多い。地方自治法292条の規定により、普通地方公共団体の規定が準用され（住民訴訟の規定も準用される。），被告は、事務組合の管理者、広域連合の長になります。

【記載例】

被 告 ××環境施設組合管理者 ○ ○ ○ ○

イ 4号訴訟以外

1号、3号訴訟については、4号訴訟と同じです。

2号訴訟については、地方公共団体が被告となります。

(3) その他

当事者の表示の問題ではありませんが、請求等の名宛人たる長、職員、相手方が死亡した場合、請求されるべき債務は相続され、執行機関等が敗訴した場合には、相続人に対して当該債権を請求することになり、訴えの変更（請求の趣旨及び請求の原因の変更）が必要となるので、注意が必要です。

（参考文献等）

- ・ 行政事件訴訟法の改正に伴う書記官事務の留意点（平成17年3月9日最高裁判所事務総局行政局）（※法改正の少なくない分野であるので、過度に依拠することなく、必ず根拠となる最新の根拠法令に当たって根拠を確認し、当該規定が設けられた趣旨を理解した上で適切な事務処理をする必要があります。）
- ・ 一改訂一行政事件訴訟の一般的問題に関する実務的研究（司法研修所編）
- ・ 改正住民訴訟制度逐条解説（ぎょうせい）
- ・ Q&A地方自治法平成14年改正のポイント（ぎょうせい）
- ・ 行政裁判資料78号改正行政事件訴訟法執務資料（P140）

Q 15

監査役設置会社と取締役との間の訴えにおける会社代表者

監査役設置会社と取締役との間の訴えにおける会社代表者について、留意すべき事項は何ですか。

監査役設置会社と取締役（過去に取締役であった者を含む）との間の訴えにおける会社代表者は、下表のとおりとなります（平成27年5月1日施行の改正会社法911条3項17号により監査役の監査の範囲を会計に関する旨の定款の定めにつき登記事項とされた（ただし、改正法施行の際、現に監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある会社は、改正法施行後最初に監査役が就任し、又は退任するまでの間は、当該登記をすることを要しない（改正法附則22条1項）。）。ただし、※1で会社の設立が平成18年4月30日以前である場合、同日時点で株式譲渡制限の定款の定めがあり、資本金の額が1億円以下であれば（これらは登記で確認できます）、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（整備法）53条の適用があり、登記又は定款を確認するまでもなく※2の会社とみなされます。

また、監査役を置く特例有限会社（整備法3条2項）についても登記又は定款の確認を要せず※2の会社とみなされます（整備法24条）。

なお、過去に取締役であったか否かの確認については、その旨の記載のある履歴事項証明書や以前取締役に就任したことがない旨の上申書が考えられます。原審でも確認しているとは思いますが、控訴状の審査の段階等で再度確認しておくことが相当です。

機 間 設 計 等		会 社 代 表 者
登記上「監査役設置会社」と記載される会社 (会911Ⅲ⑦)	公開会社（会2V）（登記で判明）	監査役（会386）
	監査役会設置会社（会2X）（登記で判明）	
	会計監査人設置会社（会2XI）（登記で判明）	
	それ以外の会社 ※1	監査役の権限が定款により会計に関する事項に限定されていない会社
	監査役の権限が定款により会計に関する事項に限定されている会社 ※2	代表取締役（会349IV）
		株主総会が定める者（会353）
		取締役会が定める者（会364）

Q 16 当事者が破産手続開始決定等を受けたときの留意事項

控訴審係属中に当事者が破産手続開始決定、民事再生手続開始決定、更生手続開始決定のいずれかを受けたときの留意事項は何ですか？

第1審と同様に控訴審も訴訟の中止と受継に留意が必要です。資料等を示していますので参考してください。

1 破産

破産手続開始決定当時係属している破産財団に関する訴訟は中断する（破産財団に属すべき財産に関する訴訟、財団債権に関する訴訟→破産管財人は直ちに受継することができる、破産債権に関する訴訟→破産管財人は直ちに受継できない→債権調査の結果による。）（新版 破産管財手続の運用と書式 新日本法規 P 9 6 （チャート図参照））。

ただし、破産者の身分関係に関する訴訟や自由財産に関する訴訟等は、開始決定の影響は受けません。

なお、破産債権に関する訴訟について、債権調査期日における債権認否を留保したまま異時廃止決定がされた場合には、破産債権に関する訴訟は中断したまま、廃止決定確定後に破産者が当然に受継することになるので留意が必要です（破産法 44条4項、5項）。その際、法人の場合にも本条が適用されるかは見解が分かれており、残余財産のない限り、破産手続の終了により法人格が完全に消滅するから、訴訟手続は当然に終了するという考え方もあります。

2 民事再生

通常（法人）再生については、再生手続開始決定当時係属している再生債権に関する訴訟は中断します。（中断の根拠は、再生債権の集団的・迅速な確定手続による処理を優先させるためです。）個人債務者再生手続については、中断はしません。（民事再生法 238条）

3 会社更生

保全管理命令により、更生開始前会社の財産関係の訴訟手続が中断し、更生手続開始決定により、保全管理命令の効力が失われ、更生管財人が当事者適格を有することとなり、更生会社の財産関係は、再度、中断することとなります。更生管財人は、中断した訴訟手続のうち更生債権等に関しないものを受継することができます。更生債権等に関する訴訟は、債権調査手続によって確定され、異議無く確定した場合は、中断した訴訟手続は当然に終了することとなります。

（参考文献等）

1 破産手続開始が係属中の訴訟に及ぼす影響

- (1) 「破産・民事再生の実務[新版]」P 133
- (2) 「破産・民事再生に伴う訴訟中断と受継」判タ 1110号 P 32

- (3) 「一問一答新しい破産法」商事法務研究会
- (4) 「倒産実務講義案」裁判所書記官研修所監修
- (5) 「新版破産管財手続の運用と書式」新日本法規
- (6) 「実務資料一問一答－破産と民事訴訟手続」書協会報176号
- (7) 「破産・個人再生の実務Q&A はい6民です お答えします」編集大阪地方裁判所第6民事部 発行大阪弁護士協同組合
- (8) 「訴訟手続の中止と受継について」会報書記官No.16
- (9) 「破産手続開始に伴う訴訟手続の中止・受継と書記官事務」会報書記官No.24

2 再生手続開始が係属中の訴訟に及ぼす影響

- (1) 「破産・民事再生の実務[新版]《下》」
（株）法律出版社
- (2) 「破産・民事再生に伴う訴訟中断と受継」判例1110号P32
- (3) 「一問一答・民事再生手続と民事訴訟」書協会報164号
- (4) 「倒産実務講義案」裁判所書記官研修所監修

3 更生手続開始が係属中の訴訟に及ぼす影響

- (1) 「一問一答新会社更生法」商事法務
- (2) 「会社更生の実務」【上】P200
（株）法律出版社
- (3) 「条解更生法」（上）P593

高裁所属の家庭裁判所調査官の活用について教えてください。

家庭裁判所調査官の活用に関する具体的な事務処理や書式等については、①人事訴訟の控訴事件において家庭裁判所調査官に事実の調査をさせる場合の事務取扱要領（平成16年3月29日民事部会申合せ）、②人事訴訟事件における事実の調査に関する控訴審書記官事務要領を見てください（いずれもこうみんwebに掲載）。

大阪高裁には2名の家裁調査官が配属されており、家事抗告事件、人事訴訟控訴事件及び子の返還申立抗告事件（子の奪取条約実施法）の調査を担当しています。いずれも家裁調査官の専門性や機動性を生かし、子の福祉に関する事項を中心に調査を行っています。

人事訴訟控訴事件では、親権者の指定について、原審で調査官調査が行われていないとき、調査が行われていても、すでに相当時間が経過しており、調査結果をそのまま控訴事件の判断に使えないとき、原審の判断の後に事情の変更が生じているときなどであって、高裁で審理するに当たって、調査官調査の必要性が認められる場合に、裁判官から家裁調査官に対して調査が命じられています。

当事者の尋問や書面だけでは把握しにくい子の監護状況、子の意向、親子関係、監護補助者等の状況や意向、保育所や学校での子の様子などを、調査官が家庭訪問して生活の場を見たり、子や同居家族と面接をしたり、保育所等を訪問して担任の保育士等から話を聞くことにより、具体的な事実として明らかにできることがあります。また、子との面接では、場面や質問を工夫して、子なりの意向や心情を把握し、必要な場合には、親子の交流場面を設けて観察して、親子関係やその特徴を分析するなどしています。

調査事項としては、①子の意向調査、②子の監護状況調査、③親権者としての適格性調査（いずれが親権者としてより適しているかについての意見を述べる調査）等があります。調査期間は、調査事項や内容にもよりますが、広範囲の調査を行う場合でも、40日以内に行うようにしています。

調査の実施が検討される場合、裁判官等から家裁調査官室へ連絡をいただきて、協議の機会を持つようしておりますので、調査の要否はもとより、具体的な調査事項や調査の方法、範囲等について、裁判官から指示を受けたり、家裁調査官から意見具申をしたりしています。その際、家裁調査官室では、裁判官から手続選別命令を受けて、あらかじめ記録を読み、子の福祉に関する判断動向も踏まえ、調査の要否やその理由等について記載した報告書（記録外）を数日中に提出しています（これを「手続選別」と呼んでいます。）。その結果、調査不要と考えられる事案についても、子の福祉に関する調査官の視点等を提供しています。該当する事件があれば、家裁調査官室まで連絡してください。

また、親権者の指定に関する調査が不要であることが明らかと思われる事案であっても、例えば、別居親と子の面会交流が問題となっているような事案等について、子の福祉の観点から「手

「手続選別」の報告書を作成していますので、家裁調査官室に声をかけてください。

なお、通常の調査を行う場合は、調査命令書を作成しますが、手続選別命令の場合は、命令書作成等の事務手続は不要で、記録の引継事務のみで結構です。裁判官からの指示事項等（例えば、〇〇の観点から記録を検討してほしいなど。）があれば、裁判官から口頭で伺ったり、メモ等の適宜の方法で知らせてもらったりしています。

Q 1 8 人事訴訟事件の事務処理に関する留意点【総論】

人事訴訟事件の事務処理に関する留意点について教えてください。

1 参考となる資料等

(1) 執務資料等

- 新しい人事訴訟手続に関する執務資料（平成16年3月家庭裁判資料第182号）
人事訴訟法の施行に際し、平成16年3月に発行された資料です。人事訴訟規則の解説及び人事訴訟手続の関係資料が収録されています。
- 人事訴訟事件に関する控訴審書記官事務の留意事項（平成16年3月大阪高等裁判所民事部）
- 人事訴訟事件における事実の調査に関する控訴審書記官事務要領（平成16年3月大阪高等裁判所民事部）
- 民事実務講義案II（五訂版）

(2) 参考文献

- 人事訴訟書式体系（青林書院）
- 控訴審から見た離婚事件の基本問題（判例タイムズ1282号）

2 人事訴訟事件の特色

(1) 未成年者の年齢

人事訴訟事件においては、その取り扱う事項の性質上、未成年者が当事者や事件関係者として関与することがあります。そして、未成年者が事件に関与する上で問題となるのが、未成年者の年齢です。ここでは、未成年者の年齢についての考え方のポイントを、「訴訟能力」と「子の意思確認」の2つの側面から概説します。

ア 未成年者の訴訟能力

人事訴訟手続においては、民事訴訟手続と異なり、およそ意思能力があれば訴訟能力が認められていることから、民事訴訟手続においては訴訟無能力者とされる未成年者や制限行為能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人）であっても、意思能力がある限り、訴訟行為をすることができます（人訴法131）。これは、人事訴訟の対象が身分関係の問題であり、本来他人による代理に適さないものであることから、できる限り本人の意思により手続が遂行されるべきであるとの考え方によります。

未成年者は、民法上、ある程度の年齢に達している場合は意思能力があるとされているところ、訴訟の対象となる身分行為について意思能力を有する未成年者は、訴訟能力が認められ、自ら訴訟行為をすることができます¹。例えば、離縁を求める訴えにおいて縁組の

¹ ある身分行為について意思能力を有する未成年者が自ら訴訟行為をすることができるのは、当該身分行為に関する訴え（人訴法2）に係る訴訟に限られます。したがって、人事訴訟に係る請求に慰謝料等の財産上の請求が併合されている場合（法171）、当該財産上の請求に係る部分の訴訟行為については法定代理人による必要がありますので注意が必要です。

当事者が未成年者である場合、当該未成年者は、15歳に達していれば法定代理人なく訴訟行為をすると解されています²。実務上は、原審において意思能力がないものとされていた未成年者が、控訴審係属中に意思能力を有するとされる年齢に達したときに問題となりますから注意してください。

イ 子の意思確認（15歳）

先に述べたようにある程度の年齢に達している未成年者に意思能力があるとされていることの手続上の現れとして、附帯処分である子の監護者の指定その他の子の監護に関する処分についての裁判や、婚姻の取消し又は離婚の訴えに係る請求を認容する判決における親権者の指定の裁判をするに当たっての子の陳述聴取（人訴法32IV）があります。実務上は、親権者の指定の裁判をするに当たっての子の陳述聴取の要否が問題となります。この点、離婚を求める訴えの当事者間の子が未成年であるときに、原審において15歳未満であった等の事情で、子の陳述を聴取しないまま控訴審に係属³する場合に注意が必要です。

(2) 人事訴訟事件の判決に対する控訴

ア 控訴することができる判決

人事訴訟事件では、通常の民事訴訟事件の場合と異なり、全部勝訴の当事者であっても、控訴審で訴えの変更又は反訴により別個の請求をする必要があるとき（例えば、離婚の訴えにおいて請求棄却の判決を受けた被告が、自ら控訴して離婚の反訴請求をするときなど）には、控訴することができると解されています（民事実務講義案II（五訂版）194頁参照）。したがって、人事訴訟事件の第一審判決の確定時期の算定については、通常の民事訴訟事件と異なる算定基準が適用されることに注意する必要があります（Q18-3の3参照）。

イ 移審の範囲

人事訴訟事件についても、通常の民事訴訟事件と同様に控訴不可分の原則が妥当し、第一審判決に対する不服の範囲に関わらず、適法な控訴が提起されると原判決の全部について確定が遮断され、移審の効力が生じます。例えば、離婚の訴えにおいて養育費請求や財産分与等の附帯処分の申立てがあるとき、離婚を認容する場合は判決においてこれらの附帯処分の申立てについて裁判されるところ（人訴法32I），このうち附帯処分の申立てについての裁判の部分のみを不服とする控訴が提起されたとしても、原判決のうち不服の対象とされていない離婚を認容する部分が確定するということにはならず、離婚認容部分を含めた全部が控訴審に移審します。離婚を認容する部分のみを不服とする控訴が提起された場合も同様です。

(3) 国際裁判管轄

² 15歳未満の者を養子とする縁組は法定代理人が未成年者に代わって承諾するとされている（民797）ことによります。

³ 子の陳述を聴取すべきとされているのは請求を認容する場合ですから、原審において15歳に達していた子であっても、請求を棄却したケースでは陳述聴取していない場合があります。

平成31年4月1日に施行された人事訴訟法等の一部を改正する法律により、人事訴訟法3条の2が新設され、人事に関する訴えについて日本の裁判所が管轄権を有する場合等が新たに定められました。例えば、離婚訴訟事件について、次のような場合に、日本の裁判所で審理・裁判をすることができるものとしています。

- ア 被告の住所（住所がない場合又は住所が知れない場合には、居所）が日本国内にあるとき（人訴法3の2①）
- イ 夫婦が共に日本の国籍を有するとき（同⑤）
- ウ 日本国に住所がある原告からの訴えで、夫婦が最後の共通の住所を日本国内に有していたとき（同⑥）
- エ 日本国に住所がある原告からの訴えで、被告が行方不明であるときその他日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を図り、又は適正かつ迅速な審理の実現を確保することとなる特別の事情があると認められるとき（同⑦）

Q 18-1 人事訴訟事件の事務処理に関する留意点【各論①】 ～事件係属中の留意点～

人事訴訟事件の事件係属中の事務処理に関する留意点について教えてください。

1 附帯処分の申立て

(1) 附帯処分についての裁判

「附帯処分」とは、夫婦が婚姻の取消し又は離婚（以下「離婚等」といいます。）をする場合において、夫婦間の協議が整わない場合に家庭裁判所がすることとされている子の監護に関する処分（民法766 II。監護者の指定、面会交流、養育費等）、財産の分与に関する処分（民法768 II）及び年金分割の按分割合に関する処分（厚生年金保険法78の2 II）の総称であり、人事訴訟手続においては、離婚等を求める訴えに係る請求についてこれを認容する判決をする場合に、当事者の申立てにより、判決において附帯処分についての裁判がされます（人訴法32 I）。附帯処分についての裁判の対象となる事項は、いずれも、本来は非訟手続である家事審判手続や家事調停手続において取り扱われる家事審判事項（家事法39・別表第二）ですが、離婚の成否が訴訟手続で争われているような場合にこれらの事項が夫婦間で円満に協議されることは困難であり、また、訴訟完結後に改めて家事審判や家事調停の申立てをして解決を図ることは迂遠であることなどから、人事訴訟法は、当事者の求めがあれば、離婚等についての裁判に付随してこれらの事項についても裁判できることとして、一的な解決ができるよう便宜を図っています。多くは、離婚訴訟における附帯処分の申立てとして、養育費、財産分与、年金分割の申立てがされるのが一般的です⁴。

(2) 申立て

附帯処分の申立ては書面でしなければならず（人訴規19 I），申立手数料の納付が必要です（Q 2 参照）。また、年金分割の按分割合に関する処分の申立てに当たっては、申立日から遡って1年以内に情報提供された「年金分割のための情報通知書」（以下、「情報通知書」という）の原本を添付する必要があります（人訴規19 III。Q 19 参照）。

2 事実の調査

婚姻の取消し又は離婚を求める訴えに係る訴訟において、附帯処分や親権者の指定に関する事実の調査（家庭裁判所調査官による調査、調査の嘱託等）が行われた場合、訴訟記録中の事実の調査に係る部分の閲覧等については、裁判所の許可（人訴法35）が必要ですので留意してください。

なお、事実の調査に関する事務については、平成16年3月「人事訴訟事件における事実の調査に関する控訴審書記官事務要領」（こうみんWeb掲載）を参照してください。

⁴ 離婚等の請求を認容する際に「親権者の指定の裁判」（人訴法32 III）は職権でされるもの（民法819 II, 749）ですから、申立てによりされる「附帯処分についての裁判」（人訴法32 I）とは異なるものです。なお、附帯処分と親権者の指定をあわせて「附帯処分等」（裁判所法61の2 II 参照）ということがあります。

3 付調停

家事調停を行うことができる事件(家事法244)についての訴訟が係属している場合には、当事者の意見を聴いた上で、いつでも職権で事件を家事調停に付することができます(家事法274Ⅰ)。付調停をする場合は、事件を家事調停に付し、事件を管轄権のある家庭裁判所に処理させ、又は自ら処理することになりますが、控訴審に係属している訴訟については、高裁において自庁処理することも可能です(家事法274Ⅱ、Ⅲ)。

Q 18-2 人事訴訟事件の事務処理に関する留意点【各論②】 ～判決によらない事件の終了～

人事訴訟事件が判決によらず終了する場合における事務処理に関する留意点について教えてください。

1 人事訴訟事件における和解、請求の放棄・認諾

人事訴訟法は民事訴訟法の特別法であるところ（人訴法1），民事訴訟法266条及び267条の規定の適用が除外されていることから，人事訴訟事件においては，和解，請求の放棄・認諾をすることができないのが原則です（人訴法19II）。これは，一般に，身分的法律関係が当事者の任意処分に服さない，公益に関するものであることが理由であるとされています。一方，身分的法律関係であっても，当事者が協議により任意に処分することができる離婚や離縁の訴えに係る訴訟については，任意処分性が肯定されるべきものとして，和解，請求の放棄・認諾をすることができるとの特則が設けられています（人訴法37，44）。なお，離婚の訴えに係る訴訟における請求の認諾は，附帯処分（養育費，財産分与，年金分割等）や親権者の指定についての裁判を要しない場合に限られるため，注意が必要です。

2 和解等の手続における留意点⁵

(1) 手続上の制限

離婚の訴えに係る訴訟における和解（これにより離婚がされるもの）及び請求の認諾については，当事者の離婚意思を直接確認する必要があり，また，真意を慎重に確認する必要があることから，以下の手続によることはできません（人訴法37II，IIIによる民訴法の適用除外）。この点は，離縁の訴えに係る訴訟についても同様です（人訴法44）。

- ア 電話会議，テレビ会議（民訴法170III）
- イ 受諾和解（民訴法264），裁定和解（民訴法265）
- ウ 認諾書面の陳述擬制（民訴法266II）

(2) 調書作成上の留意点

離婚又は離縁の成立を内容とする和解調書においては，後述する戸籍事務管掌者に対する通知（人訴規31，17）の際，戸籍の届出義務者（戸籍法77I（離婚），73I（離縁），63I。「訴えを提起した者」）となる当事者を明らかにする必要があることから，調書の当事者の表示の記載の工夫として，戸籍の届出義務者が分かるよう「控訴人（一審原告）」「被控訴人（一審原告）」のように一審における当事者の別（反訴が提起されている場合は反訴事件の当事者の別を含みます。）を併記することなどが考えられます。この点は，離婚又は離縁の訴えに係る訴訟における認諾調書についても同様です。⁶

⁵ 人事訴訟事件における和解及び請求の放棄・認諾についての一般的な注意事項については，民事実務講義案II（五訂版）189頁以下を参照してください。

⁶ 異婚又は離縁の訴えに係る訴訟の一審で請求が棄却された事件について，控訴審において請求を認める判決をする場合の判決の当事者の表示についても同様の考え方になりますので，判決点検の場面で注意が必要です。

(3) 和解条項

ア 戸籍の届出義務を意識した和解条項の工夫⁷

婚姻によって氏を改めた者は、協議又は裁判上の離婚によって婚姻前の氏に復し（民767Ⅰ、77Ⅰ），原則として婚姻前の戸籍に入ることになりますが（戸籍法19Ⅰ本文），婚姻前の戸籍に入ることを望まない場合は、離婚届の際に新戸籍編製の申出をすることによって、編成された新戸籍に入ることができます（戸籍法19Ⅰただし書き）。また、離婚届と同時に離婚の際に称していた氏を称する旨の届出をすることによっても、編成された新戸籍に入ることができます（民767Ⅱ、戸籍法77の2、19Ⅲ。いわゆる「婚氏統称の届出」）。

ところで、裁判上の離婚が成立したときは、後述（Q18-3の4(1)）のとおり、訴えを提起した者、つまり原告が単独で、裁判の謄本を添付してその旨の届出をすることになります（戸籍法77Ⅰ、63Ⅰ），婚姻によって氏を改めた者が被告である場合、その者が婚姻前の戸籍に入ることを望んでいないにも関わらず、原告がする離婚届の際に新戸籍編製の申出をする等できないが故に婚姻前の戸籍に入ってしまうという事態が生じます。そこで、婚姻によって氏を改めた者が被告である離婚訴訟において和解が成立するには、実務上、その者が新戸籍の編製を希望する場合に、離婚する旨の和解が成立する際に次のような和解条項を定めることによって、その者が離婚届の際に新戸籍編製の申出をする等できるよう、工夫が行われています（ここでは、婚姻によって氏を改めた者である原審被告が控訴し、控訴審において和解が成立するケースを想定しています。）。

(ア) 原審被告が離婚届をすることとする場合⁸の条項

「控訴人と被控訴人は、本日、控訴人の申出により和解離婚する。」

(イ) 原審原告が、原審被告の新戸籍編製の申出を含めた離婚届をすることとする場合⁹の条項

「1 控訴人と被控訴人は、本日、和解離婚する。

2 控訴人は、離婚により、本籍を○○○○として新戸籍を編製する。」

イ 和解条項例　離婚訴訟や離縁訴訟において和解が成立する際の和解条項について、参考となる文献を紹介します。

- 夫婦関係調停条項作成マニュアル【第6版】（小磯治著・民事法研究会）（2016年10月発行）

離婚調停の調停条項に関するものであるが、条項を作成する上で検討すべき事項が細かく整理されており、離婚訴訟の和解条項を作成する上で参考となる。

⁷ ここでは、婚姻によって氏を改めた者が被告である離婚訴訟における工夫例を紹介していますが、このような工夫は、縁組によって氏を改めた者が被告である離縁訴訟においても同様に行うことができます（民816、戸籍法19、73の2）。

⁸ この場合、原審被告は、離婚届の際に新戸籍編製の申出をし、又は離婚届と同時に婚氏統称の届出をすることができます。

⁹ この場合、原審被告は離婚届と同時に婚氏統称の届出をすることができないため、新たに編成される被告の戸籍は、必ず婚姻前の氏のものとなります。離婚後、原審被告が離婚の際に称していた氏を称する場合は、原審原告が離婚の届出をした後に、別途、離婚の際に称していた氏を称する旨の届出をする必要があります。この届出の期間は、離婚の日（和解離婚の場合は和解成立の日）から3か月以内（民767Ⅱ）にする必要がありますので、注意が必要です。

- ・ 人事訴訟の審理の実情〔第1版〕(青木晋編著・判例タイムズ社)
東京家裁における人事訴訟事件の運用の実情の紹介として、人事訴訟事件のうち離婚訴訟を念頭に和解条項の例が紹介されている。(2018年3月発行)
- ・ 離婚調停に伴う養育料・財産分与等の条項作成70題(判例タイムズ第747号533頁「夫婦・親子215題」参考資料1)(1991年3月発行)
①と同様、離婚調停の調停条項に関するものである。なお、現行の人事訴訟法により和解離婚・和解離縁が可能となる前のものであることに留意する。
- ・ 和解・調停モデル文例集〔改訂増補3版〕(星野雅紀編・新日本法規出版)(2011年2月発行)
民事、商事、労働、知的財産権、行政、人事等、和解や調停が行われ得る手続について、事件類型ごとに解説とともに条項例が紹介されている。

Q 18-3 人事訴訟事件の事務処理に関する留意点【各論③】 ～事件完結後の事務～

人事訴訟事件の事件完結後の事務処理に関する留意点について教えてください。

1 概要

人事訴訟は「身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴えに係る訴訟」（人訴法2）であることから、人事訴訟手続では、訴えの内容によっては、事件の完結に伴い当事者等の身分関係に何らかの変動が生じることが予定されており、事件の完結によって身分関係に変動が生じたときは、原則として訴えを提起した者が、戸籍法に基づく届出（報告的届出）をしなければなりません（戸籍法63条¹⁰）。さらに、主に離婚訴訟において年金分割の按分割合に関する处分について裁判がされたときは、確定後、その申立てをした当事者は、年金事務所等において請求手続をすることになります。そして、これらの手続には届出期間や請求手続期限があるため、状況によっては、事件完結後速やかに、当事者に対し、手続の必要性、期限の順守、必要な添付書類等について手続教示すべき場面が生じることも少なくありません。

このように、民事訴訟手続にはない特色を有している人事訴訟手続を担当する書記官には、当事者がすべき手続に遗漏のないようにするためにも、事件完結後の事務を正しく理解し、必要に応じた適切な対応を執ることが求められます。以下、戸籍の届出に関する事務を中心に、留意点を解説します。

2 戸籍通知

(1) 戸籍通知概説

「戸籍通知」とは、戸籍の届出又は訂正を必要とする事項について人事訴訟の判決が確定するなどしたときに、その旨を戸籍事務管掌者に対し通知することをいいます。人事訴訟の確定判決によって戸籍上の記載の訂正等を要する身分関係の変動が生じているにもかかわらず、届出がされないが故に戸籍に真実の身分関係が反映されない事態が続くことは、戸籍の機能に照らし望ましくないことから、戸籍事務管掌者は、裁判所から戸籍通知を受けることによって、そのような事態を把握し、届出をしない届出義務者に対する催告の手続等（戸籍法44条）を行うこととしています。

人事訴訟規則は、次のときに戸籍通知しなければならないものと定めています¹¹。

ア 戸籍の届出又は訂正を必要とする事項について人事訴訟の判決が確定したとき（人訴規17）

イ 離婚の訴えに係る訴訟における和解（これにより離婚がされるもの）又は請求の認諾が

¹⁰ 戸籍法63条は認知の裁判が確定した場合の届出に関する規定ですが、この規定は、人事訴訟の関係では養子縁組取消（戸籍法69）、離縁・離縁取消（戸籍法73）、婚姻取消（戸籍法75）及び離婚・離婚取消（戸籍法77）の各裁判が確定した場合について準用されています。

¹¹ 渉外事件で、身分関係の変動の結果を日本人の戸籍に記載する必要がない場合は、戸籍通知する必要はありません（昭和62年1月2日付け家一第400号家庭局長通知「渉外家事事件の戸籍通知について」参照）。

調書に記載されたとき（人訴規31）

ウ 離縁の訴えに係る訴訟における和解（これにより離縁がされるもの）又は請求の認諾が
調書に記載されたとき（人訴規35）

（2）戸籍通知の方法

戸籍通知は、通知すべき内容を記載した通知書¹²に、判決、和解調書又は認諾調書の謄本又は省略謄本（4(1)参照）を添付¹³して、当該人事訴訟に係る身分関係の当事者の本籍地の戸籍事務管掌者（市区町村長）に対し、国庫負担¹⁴で行います¹⁵。なお、戸籍通知をしたときは、その旨及び通知の方法を記録上明らかにしなければなりません（人訴規1、民訴規4II）¹⁶。

3 事件完結に伴う届出等

（1）戸籍の届出

ア 届出に必要な添付書類

人事訴訟事件の完結に伴う戸籍の届出の際は、裁判の謄本を添付する必要があります。また、確定した裁判に基づく届出であり、届書に裁判が確定した日を記載しなければならないことから、裁判の確定証明書も添付する必要があります。（戸籍法63I等）

したがって、判決の確定により事件が完結した場合は判決謄本と判決の確定証明書（後記4参照）を、離婚又は離縁の訴えに係る訴訟事件が和解又は請求の認諾により完結した場合は和解調書又は認諾調書の謄本を、それぞれ添付することになります。

イ 省略謄本

裁判上の離婚又は離縁の届出の際に添付すべき裁判の謄本（判決、和解、認諾）は、戸籍の記載に關係のない事項を省略した、いわゆる省略謄本で差し支えないとされており¹⁷、離婚又は離縁の訴えに係る訴訟の事件完結後は、実務上、当事者の申請により省略謄本を交付するのが一般的です。

なお、省略謄本の作成に当たっての留意点は次のとおりです。

（ア）形式的記載事項は省略しない

謄本である以上、判決書や調書の形式的記載事項を省略することはできません。

（イ）請求の表示の省略

認諾調書においては、請求の表示と相まって認諾する請求が特定されることから、特

¹² 通知書の記載例につき「人事訴訟事件に関する控訴審書記官事務の留意事項」別紙A参照

¹³ 平成16年4月1日付け民一第769号法務省民事局長通達「人事訴訟法の施行に伴う戸籍事務の取扱いについて」（法曹時報第56巻第11号67頁）参照

¹⁴ 平成16年2月23日付け最高裁家庭局第一課長、総務局第三課長事務連絡「人事訴訟手続における戸籍通知等に関するQ&A」問8参照

¹⁵ 控訴棄却により原判決が確定した場合における戸籍通知の際に添付するのは原判決の（省略）謄本のみになるところ、この場合、原判決の日から確定日までの期間が離れていることから、戸籍事務管掌者に対する配慮として、通知書において「控訴審判決令和〇〇年〇〇月〇〇日確定により」といった文言を加えることも考えられます。

¹⁶ 記録化の方法として、戸籍通知の写し（控え）を記録に編てつすることなどが考えられます。なお、事件記録の表紙にするチェックは、備忘のためにするメモ的な記載であり、規則上求められている記録化とは異なるものと考えられます。

¹⁷ 平成16年4月1日付け民一第769号法務省民事局長通達「人事訴訟法の施行に伴う戸籍事務の取扱いについて」（法曹時報第56巻第11号67頁）参照。なお、「省略謄本」という用語は法務省の運用上用いられているものであり、法規上の定義はありません。

定に支障のない限度で省略することができます。すなわち、請求の趣旨と原因に分けて表示されている場合は、請求の原因のみ省略できることになります。なお、和解調書においては、請求の表示は全て省略することができます。

(イ) 戸籍の記載に關係のある事項は省略しない

判決の主文や和解条項の離婚に伴う親権者の指定の部分は戸籍の記載に關係のある事項ですから、省略することはできません。¹⁸

(エ) 省略謄本であることの表示

省略謄本であることは、認証文言において表示します。「これは謄本である。(ただし、戸籍に記載すべき事項以外の記載を省略した。)」と記載するのが一般的です。

ウ 控訴審判決の確定に伴う届出に必要な判決の謄本

控訴審判決の確定に伴う届出に必要な判決の謄本は、原判決と控訴審判決の内容によつて異なります。離婚の訴えに係る訴訟事件が控訴審判決の確定により完結した場合を例に整理すると、次のとおりとなります。

(ア) 離婚請求を棄却した原判決を控訴審において取り消し、離婚請求を認容した場合

⇒ 控訴審判決の省略謄本

(イ) 原審において離婚請求が認容され、控訴審において控訴を棄却した場合

⇒ 原判決の省略謄本

(ウ) 親権者を父と定めて離婚請求を認容した原判決を控訴審において変更し、親権者を母と定めた場合

⇒ 原判決の省略謄本及び控訴審判決の省略謄本

(エ) 離婚請求を認容した原判決のうち金銭請求部分のみを控訴審において変更した場合
(控訴審判決の主文に離婚が掲げられているものを除く。)

⇒ 原判決の省略謄本

エ 届出期間

人事訴訟事件の完結に伴う戸籍の届出には、届出期間¹⁹があります。届出期間は届出すべき事項によって異なりますが、離婚の訴えに係る訴訟事件の場合は、裁判が確定した日(判決確定の日、和解成立の日、認諾の日)から10日以内とされています(戸籍法77I、63I)。なお、戸籍の届出期間の計算に当たっては、裁判が確定した日から起算する(初日参入)こととされていますから注意が必要です(戸籍法43I)。事件類型ごとの戸籍の届出期間については、「人事訴訟事件に関する控訴審書記官事務の留意事項」の別表を参照してください。

(2) 年金分割の請求手続

ここでは、年金分割の請求手続に関する事務について抜粋的に説明しています。年金分割

¹⁸ 原審原告が原審被告の新戸籍編製の申出を含めた離婚届をすることとする旨の和解が成立した場合は、当該和解条項の新戸籍の編製に係る部分も戸籍の記載に關係のある事項となります(Q18-2の2(3)アイ参照)。

¹⁹ 正当な理由なく期間内に届出をしない場合は、5万円以下の過料に処せられます(戸籍法137)。

の手続の一般的な説明（Q19）と併せて確認し、理解に繋げてください。

ア 請求手続に必要な書類

婚姻の取消し又は離婚の訴えに係る訴訟において年金分割の按分割合に関する処分（附帯処分）についての裁判が確定し又は和解が成立したときは、いわゆる年金分割の請求手続をすることができます（厚生年金保険法78の2Ⅲ）。請求手続は、請求すべき按分割合を定めた確定判決又は和解調書の謄本又は抄本により行います（厚生年金保険法施行規則78の4①ニ、ホ）。なお、確定判決による場合は、判決の確定証明書も必要です。

イ 抄本

請求手続は、実務上、抄本により行われるのが一般的ですから、当事者の申請により抄本を交付します。なお、抄本の作成に当たっての留意点は次のとおりです。

（ア）請求すべき按分割合を定める部分の表示があれば足り、婚姻の取消し又は離婚の部分を表示する必要はありません。

（イ）控訴審判決の主文において原判決に添付された年金分割のための情報通知書を引用している場合は、控訴審判決の抄本に加え、原判決の抄本（引用部分のみ）も必要です。

4 確定証明

前述のとおり、判決の確定日は戸籍に記載されることになりますから、確定証明書を作成するに際しては細心の注意を払う必要があります。

（1）判決の確定時期

人事訴訟では、実体的真実主義がとられ、判決の失権的効力ないし別訴禁止の原則が働いていることから、全部勝訴の当事者であっても、控訴審で訴えの変更又は反訴により別個の請求をする必要があるときには控訴ができると解されています。よって、人事訴訟の第一審においては、判決正本が後に送達された当事者に対する送達日を基準として判決の確定時期を算定するのが相当です。ただし、上告審は法律審であって、訴えの変更又は反訴の提起は認められないと考えられるから、控訴審における判決の確定時期の算定は、通常の民事訴訟における期間計算の基準が適用されると解されています。詳しくは民事実務講義案Ⅱ（五訂版）194頁をご覧ください。

（2）証明文言

申請者には次のとおり申請書の記載方法を教示してください。なお、「こうみんweb」の「事件関係書式」に確定証明書の書式がありますので、参照してください。

ア 取下げ以外の事由により終了した場合

「令和〇年〇月〇日確定」とする（「経過により」としない。）。

※ 昭和30年3月8日民事・家庭甲一民事局長、家庭局長通知

イ 取下げにより終了した場合

「令和〇年〇月〇日控訴取下げにより令和〇年〇月〇日確定」とする（原判決が最後に送達された当事者を基準に算定するのが相当（3(1)参照））。

ウ 原判決が離婚認容の場合で、控訴審判決で金銭請求部分のみを変更した場合

控訴審判決確定により、原判決中、離婚（及び親権者）部分のみが確定したことが分かるように「頭書事件について、令和〇年〇月〇日言渡しの判決の主文第〇項及び第〇項は、令和〇年〇月〇日に控訴審判決が確定したことにより、確定したことを証明する。」とする。

5 まとめ

ここまででの事件完結後の事務をまとめると、次のようになります。

事務・手続	主体	対象	時期	添付書類等	留意事項
戸籍の届出又は訂正を必要とする事項について人事訴訟の判決が確定するなどしたとき					
戸籍通知	書記官	身分関係の当事者の 本籍地の 戸籍事務管掌者	事件完結後 遅滞なく	・戸籍通知書 ・判決等の謄本	・通知費用は国庫負担 ・離婚・離縁の場合は省略謄本
戸籍の届出	原告等	本籍地又は所在地の 戸籍事務管掌者	届出期間内	・判決等の謄本 ・確定証明書（判決のみ）	・当事者の申請による交付 ・届出期間の計算は初日算入 ・離婚・離縁の場合は省略謄本
請求すべき按分割合に関する処分の裁判が確定するなどしたとき					
年金分割の 請求	当事者	年金事務所等	請求手続 期限内	・判決等の抄本 ・確定証明書（判決のみ）	・当事者の申請による交付

Q19 人事訴訟事件における年金分割の手続

人事訴訟事件における年金分割の手続について教えてください。

1 参考となる資料

年金分割の手続については、次のような資料があります。

● 離婚時年金分割制度関係執務資料（司法協会）

年金分割制度が導入された平成19年当時に発行された資料です。厚生年金を中心とした年金制度の沿革や仕組み、年金分割制度の概要について解説されています。

● 令和元年8月13日付け最高裁家庭局第二課長事務連絡「年金分割のための情報通知書の有効期限について」

年金分割のための情報通知書の有効期限の考え方を、場合分けして整理した資料です。最高裁が作成したリーフレット「ご存知ですか？離婚時の年金分割制度における家庭裁判所の手続」が添付されており、年金分割の手続の概要が分かりやすく説明されています。

● 令和2年8月3日付け最高裁家庭局長通知「厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令の施行について」

年金分割の請求手続の期限を定める厚生労働省令の改正に関する通知です。改正部分は人事訴訟事件には直接関係しませんが、請求手続の期限の考え方を理解する上で参考になる資料です。

2 裁判所における年金分割の手続

(1) 離婚時年金分割制度

夫婦関係の解消に伴う年金分割の制度には、平成19年4月に施行された「合意分割」と平成20年4月に施行された「3号分割」があります。

(2) 裁判所における年金分割の手続 「請求すべき按分割合に関する処分」

離婚時年金分割制度のうち「合意分割」について、当事者間の合意が成立しない場合、家庭裁判所は、当事者の一方の申立てによってその按分割合を定めることができます（厚生年金保険法78の2II）。この按分割合の定めは、家事審判の手続で行われる家事審判事項であり、家事事件手続法において、「請求すべき按分割合に関する処分」として規定されています（家事法39・別表第二の16。以下、「請求すべき按分割合に関する処分」のことを、単に「年金分割」といいます。）。

(3) 年金分割を審理の対象とする手続

ア 家庭裁判所

年金分割は、家庭裁判所においては、家事審判手続のほか、家事調停手続（家事法244）や人事訴訟手続においても審理の対象となります。人事訴訟手続においては、婚姻取消や離婚の訴えに係る請求を認容する場合の「附帯処分についての裁判」（人訴法32I）の一つとして取り扱うことになります（Q18-1の1(1)参照）。

イ 高等裁判所

高等裁判所においては、家事審判に対する抗告事件と人事訴訟事件の判決に対する控訴事件で審理の対象となります。大阪高裁では、家事審判に対する抗告事件は家事抗告部（第9民事部、第10民事部）に集中して配てんされますが、人事訴訟事件の判決に対する控訴事件は全ての部に配てんされます。

3 人事訴訟事件の判決に対する控訴事件における年金分割の手続の留意点

人事訴訟事件の判決に対する控訴事件において年金分割の手続を取り扱う上で、特に注意すべきポイントは次のとおりです。

(1) 書面による申立て

年金分割についての裁判を求める場合は、ほかの附帯処分についての裁判を求める場合と同様、書面による申立て（人訴規19Ⅰ）と手数料の納付が必要です（Q18-1の1(2)参照）。年金分割は、訴え提起の際に同時に申し立てられることが一般的ですが、原審において申立てがない控訴事件であっても、まれに控訴審において当事者が年金分割についての裁判を求める場合がありますので注意してください。なお、年金分割の申立ての手数料の額は、後述の「年金分割のための情報通知書」1通につき、第一審では1200円、控訴審では1800円です。

(2) 年金分割のための情報通知書

ア 提出の必要性

年金分割の申立てをするときは、申立書とともに、厚生年金保険法所定の情報の内容が記載された文書、いわゆる「年金分割のための情報通知書」を添付しなければなりません（人訴規19Ⅲ）。情報通知書は原本を提出する必要があります。なお、情報通知書の取得には相当時間を要する場合がありますので、控訴審において新たに申立てがされる場合は、早期に入手手続を行うよう教示するなど、進行管理を意識した対応が必要です。

イ 情報通知書（按分割合の範囲）の有効期限 「原則1年」

情報通知書に記載された按分割合の範囲には有効期限があります。按分割合の範囲が記載された情報通知書が離婚前に取得されたものである場合、その有効期限は「原則、情報提供を受けた日から1年」とされています。手元に保管されていた情報通知書が有効期限経過後に提出された場合、再提出を指示しなければなりませんので注意してください。なお、有効期限の考え方にはバリエーションがあります。具体的な考え方については、令和元年8月13日付け最高裁家庭局第二課長事務連絡「年金分割のための情報通知書の有効期限について」のほか、参考図書等を参照して御確認ください²⁰。

ウ 別紙の添付

年金分割の申立てがある場合、判決書に情報通知書の写しを別紙として添付し、主文に

²⁰ 平成27年10月1日、従前4つに分かれていた年金制度（①厚生年金、②国家公務員共済年金、③地方公務員共済年金、④私立学校教職員共済年金）が厚生年金保険に一元化されていますので、提出された情報通知書が一元化法の施行日以降に発行されたものであるかどうかの確認も必要です。

おいて引用します（原審において提出された情報通知書がなお有効なものであれば、控訴審判決においてこれをを利用して別紙として添付し、引用することも差し支えありません。）。判決原本の作成の際、別紙の添付漏れがないかよくチェックしてください。同様に、正本等の作成時も注意が必要です。なお、別紙として添付する情報通知書の写しは、当事者から住所秘匿の希望がなくても、情報通知書の請求者の住所の記載部分をマスキングして作成することとされています（平成22年3月31日大阪高等裁判所民事部主任会議決議）。

(3) 和解成立の際の注意点

年金分割の申立てがないケースであっても、離婚に加えて年金分割についても当事者間で合意が成立し、年金分割に関する条項を和解調書に記載することを求められることがあります。この場合、年金分割の申立てをさせることなく和解を成立させることができるとの考えがあり得るところ²¹、そのような場合であっても、和解条項において引用するために「年金分割のための情報通知書」を提出させることは必要です。突如合意が成立するも、情報通知書がないために期日を繰り返せざるを得ないこともありますから、事件の進行を管理する担当書記官としては、どのような内容の和解協議を行っているかを適時に把握した上で、情報通知書は入手できているか、当事者の手元にある情報通知書は有効期限内のものであるかといったことをあらかじめ確認しておく必要があります。

(4) 判決主文、和解条項

人事訴訟事件において年金分割の申立てがある場合、控訴審で申立てについて積極、すなわち按分割合を定める内容の裁判をする場合の判決主文は、「控訴人と被控訴人との間の別紙「年金分割のための情報通知書」記載の情報に係る年金分割についての請求すべき按分割合をAと定める。」として、別紙として情報通知書の写しを添付して引用するものとなります（Aの部分には、「0.5」といった情報通知書に記載された範囲内で裁判官が定める具体的な按分割合の数値が入ります。）²²

なお、和解条項の記載も判決主文と同様になります（按分割合は、情報通知書に記載された範囲内で当事者が合意した数値です。）。

(5) 請求手続

ア 請求手続に必要な添付書類

年金分割の裁判の確定後、当事者は、年金事務所等において年金分割の請求手続を行います。請求手続には判決抄本を添付する必要がありますので、判決確定後に交付申請をするよう手続教示してください。和解成立後であれば、和解調書抄本ということになります。戸籍届出義務者が請求手続をする場合は、判決や和解調書の省略謄本とともに交付申請をしてもらうのが一般的です（Q18-3の3(2)及び5参照）。抄本の作成時は、前述のとおり別紙の添付漏れに注意してください。

²¹ 「裁判」を求める場合は申立てが必要ですが、「和解」を目的とする場合にも申立てが必要であるかどうかは見解が分かれるところであると思われます。申立ての要否については裁判体に確認した上で適切な手続教示を行うよう心がけてください。

²² 婚姻期間中に転職するなどして情報通知書が複数ある場合は、情報通知書ごとに按分割合を定める必要があります（すべての情報通知書について同じ按分割合を定める場合は、「いずれも0.5」と記載することになります。）。

イ 請求手続の期限 「原則離婚から2年」

年金分割の請求手続には、「原則、離婚等の日の翌日から2年を経過するまで」という期限があります。人事訴訟の場合は離婚等の判決の確定日に年金分割の裁判も確定しますから、請求手続には時間的な余裕がある²³ということになりますが、年金事務所等への請求手続が必要である旨の手続教示をする際は、請求期限があることについても注意喚起する必要があります。

²³ 離婚調停以外の家事事件手続（審判、調停）では必ず離婚後に申し立てられることになるため、ケースによっては「離婚から2年」という期限が現実的になることがあります。

Q 2 0 通常部に配てんされる抗告事件の処理

抗告事件につき、次の1～5の事項を教えてください。

- 1 各部に配てんされる民訴法上の抗告事件の処理方法（手数料・審理方法・相手方の有無の確定・事前の相手方に対する抗告状や書証等の写しの送付及び意見聴取の必要性・決定の告知等）について教えてください。

書記官は抗告事件点検表等に基づいて速やかに一件記録を点検し（抗告期間の遵守や手数料納付等）、問題点があれば主任裁判官と相談のうえ必要な補正の促しを行います。審理方法、相手方の確定、相手方からの意見聴取等の必要性は、根拠法によって異なるので、まず根拠法を確認のうえ、具体的な進め方について裁判官の指示を受けることになります（民訴規207条の2では、再抗告以外の抗告について、抗告が不適法であるとき、抗告に理由がないと認めるとき、又は抗告状の写しを送付することが相当でないと認めるときを除き、相手方に対し、抗告状の写しを送付するものとし、同時に、抗告理由書（抗告提起後14日以内に提出されたものに限る。）の写しを送付するものとされています。）。

なお、民事上訴審の手続と書記官事務の研究P336以下及び民事抗告事件事務処理要領P45以下に詳細な記載があるので、参照してください。

※ 過料決定に対する抗告は、手数料が裁判体の判断となることや検察庁への通知が必要等の注意すべき点があります。民事抗告事件事務処理要領P85以下に記載がありますので、参照してください。なお、平成27年12月7日から、特別抗告提起又は許可抗告申立ての期間（5日）経過後に、所定の書式を利用して大阪高検に確定した旨を通知する取扱いです。特別抗告提起又は許可抗告の申立てがなされた場合は、通知から1か月程度経過した頃に、大阪高検からその結果（原審却下、不許可決定、最高裁へ送付等）について電話で確認することになっています。

- 2 高裁の決定・命令に対する不服申立てについて教えてください。

(1) 原則として最高裁へ抗告をすることはできません。なお、最高裁は「訴訟法において特に定める抗告」（裁判所法7条2号）についてのみ裁判権を有するところ、民事事件については特別抗告（民訴法336条）と許可抗告（民訴法337条）がこれに当たるので、それらの抗告を申し立てることはできます。

よって、例えば民訴法330条（再抗告）の「抗告裁判所」は、地方裁判所の場合に限定されます。

(2) 特別抗告と許可抗告は、当事者に対する告知（民訴法119条）と同時に既に確定している裁判に対する不服申立てであり、本来の意味の上訴ではありません。

なお、確定遮断効は無く（民訴法116条）、当然には執行停止効をもたない非常の救済方法です。（民訴法336条3項、同337条6項、同334条2項）。

- (3) 許可抗告の裁判に対する不服申立方法としては、特別抗告の余地があるにすぎません（許可抗告の決定・命令は、許可抗告の申立ての対象から除外されている。民訴法337条1項括弧書後段）。

3 特別抗告・許可抗告事件の事務処理にあたり注意することはありますか。

- (1) 特別抗告・許可抗告の抗告手数料は、最初の抗告と同額です（民費法3条別表第1の18）。抗告期間は、決定の告知を受けた日から5日間（民訴法336条2項、337条6項）です。特別抗告の提起と許可抗告の申立ては、1通の書面で申し立てることができません。
- (2) 当該抗告が適法要件を満たしているときは、当事者双方（相手方のない事件については特別抗告人ないし申立人のみ）に対し、速やかに、特別抗告提起通知書ないし抗告許可申立通知書を送達し、送達を受けた日から14日以内に理由書を提出するよう求めます（民訴規210条）。上記の各通知書は、特別抗告状ないし抗告許可申立書に理由が記載されているときにも送達しなければなりません。
- (3) 理由書の提出期限が経過したときは、速やかに裁判官に記録を提出し、最高裁に記録を送付するかどうか検討してもらいます。許可抗告の記録を最高裁に送付するときは、許可の裁判をする必要がありますので、忘れないように注意しましょう。
- (4) 特別抗告や許可抗告に対する裁判に対し、さらに特別抗告や許可抗告が繰り返されることもあるので、進行管理には十分留意しましょう（場合によっては、立件取消しをすることもありますので、裁判体と処理方針を検討しましょう。）。
- (5) 特別抗告の提起や抗告許可決定により最高裁に記録を送付する場合でも、抗告事件の原審記録は、終局的な決定についての抗告許可決定の場合を除き、原審に返還します。このとき、最高裁に送付する記録に綴られていない情報のうち最高裁の審理に必要なもの（例えば委任状、資格証明書や送達場所届出書等）があれば、これらの写しを作成し、理由書副本、当審決定等の写し、原審決定等の写し及び送達報告書の写しとともに最高裁に送付します（抗告許可決定の場合は、抗告審の判断に必要とされた部分についての写しも送付します。）。

4 原決定の確定時期等について教えてください。

原決定の確定時期は、抗告審の終了事由によって様々です。終了事由ごとに整理すると次のようにになります。

終了事由	原決定の確定時期	高裁の決定・命令の確定時期
抗告取下げ	抗告期間満了時に遡って確定	
抗告状却下命令 抗告却下決定	抗告期間満了時に遡って確定	告知により確定（高裁の決定・命令に対しては、通常の不服申立てはできない。特別抗告および許可抗告のみ許される。） ただし、告知を受ける者が複数の場合については、裁判体の指示を受ける。
抗告棄却決定	抗告人に対する告知により確定	

5 付隨事件の抗告につき、基本事件とは別に委任状の徵求が必要ですか。

裁判体によって考えが異なるところですので、各部の裁判体の指示を受けてください（民事上訴審の手続と書記官事務の研究P 313）。

（参考文献等）

- ・ 民事上訴審の手続と書記官事務の研究（司法協会）
- ・ 民事抗告事件事務処理要領／仙台高等裁判所民事部
〔会報書記官第11号（平成19年4月）日本裁判所書記官協議会〕
- ・ 抗告・異議申立ての実務と書式（新日本法規出版）

Q 2 1 抗告事件、再審事件の決定の被告知人の範囲等

抗告事件の決定は誰に告知すればよいのですか。高裁に提起された再審事件についてはどうですか。また、特別抗告が提起された場合や抗告許可の申立てがされた場合の通知は誰にするのですか？

1 抗告手続は、司法行政上の不服申立てに由来し（判例民事訴訟法の理論（下）P 308），必ずしも当事者対立構造とはならず，そのために相手方を観念できない（民事上訴審の手続と書記官事務の研究P 290）場合には，形式的に被告知者の範囲を定めることができません。不服申立ての利益等を考慮しながら具体的な事案に応じて被告知者を定めることになりますが，高裁の実務上多い事例については，表1のとおりに考えることができます。

※ そのほかの事例については，仙台高等裁判所民事部「民事抗告事件事務処理要領」を参照してください。

2 再審事件中，再審開始許否の審理部分は，再審理を許容するかどうかを判断する決定手続であり，上記1同様相手方を観念しにくい場面といえるでしょう。上記審理部分についてなされる決定の被告知者は，表2のとおりとなります。

3 特別抗告が提起された場合，特別抗告が不適法でその不備を補正することができない場合を除き，当事者に特別抗告提起通知書を送達しなければなりません（民訴規208条，204条，189条1項）。通知書送達前に不適法却下する場合は特別抗告人に告知し，通知書送達後に理由書不提出等により却下する場合は通知書の送達を受けた当事者に対し告知するのが相当です。抗告許可の申立てがされた場合も，これと同様です。

（参考文献等）

- ・ 判例民事訴訟法の理論（下）（有斐閣）
- ・ 民事上訴審の手続と書記官事務の研究（司法協会）
- ・ 仙台高等裁判所民事部「民事抗告事件事務処理要領」（会報書記官11号P 29）

(表1)

抗告の対象 となる裁判	抗告審の判断				補足
	抗告状 却下命令	抗告 却下決定	抗告 棄却決定	抗告 認容決定	
移送決定 移送申立て 却下決定	抗告人	抗告人	抗告人 相手方※1	抗告人 相手方※2	※1 抗告裁判所の判断の結果を告知するのが相当。 ※2 不服申立ての利益あり。
除斥・忌避 申立て却下決定	抗告人	抗告人	抗告人※1	抗告人 本案事件の相手方（原告あるいは被告） ※2	※1 当該裁判官への不信を表明しない本案事件相手方に不服申立ての利益はないと考えられる。 ※2 裁判官の交代周知
訴訟救助 付与決定	抗告人	抗告人	抗告人 相手方	抗告人 相手方※2	※1 相手方への告知の要否については、原決定を告知しているかどうかなどを個別具体的に検討する。 ※2 不服申立ての利益あり。
訴訟救助 却下決定			抗告人※1		
訴状却下命令	抗告人	抗告人	抗告人	抗告人	訴状受理を拒否する行政的処分であり、被告には不服申立ての利益がないと考えられるため。

(表2)

判 断				補足
再審訴状 却下命令	再審 却下決定	再審 棄却決定	再審 開始決定	
再審原告	再審原告	再審原告	再審原告 再審被告※	※ 再審被告に不服申立ての利益あり。

Q 22 和解調書を作成する上での注意点

和解調書を作成する上で、注意する点を教えてください。

- 1 請求の表示の記載で第1審判決を引用する際には、控訴審での請求の変更等の有無を確認の上、原本分離作業の手間を少なくするために、できるだけ原判決以外の書面の引用を避けて記載してください。また、同書面を引用する場合でも、当該書面に「引用書面」と記載した大判の付せんを記録の上部にはみ出すように貼付し、和解調書の上部余白にもマスキングテープに「引用書面あり」と記載して貼付し、原本分離の際に漏れが生じないように注意喚起してください。具体的な記載例は、次のとおりです。

[例 1] 控訴審での請求の減縮あり（原判決以外の書面を引用しない場合）

請求の趣旨及び原因（事案の概要）は、原判決（〇〇地方裁判所平成〇〇年(フ)第〇〇〇号〇〇請求事件）記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、控訴人は、当審において、慰謝料の遅延損害金の始期を「本裁判確定の日の翌日から」と減縮した。

[例 2] 控訴審での反訴提起あり（原判決以外の書面を引用する場合）

請求の趣旨及び原因（事案の概要）は、原判決（〇〇地方裁判所平成〇〇年(フ)第〇〇〇号〇〇請求事件）及び当審において提起された反訴状記載のとおりであるから、これらをいずれも引用する。

[例 3] 複数当事者のうち一部が控訴した場合、又は一部につき和解が成立した場合

請求の趣旨及び原因（事案の概要）は、原判決（〇〇地方裁判所平成〇〇年(フ)第〇〇〇号〇〇請求事件）。ただし、1審原告〇〇に関する部分。（又は「1審原告〇〇に係る部分を除く。」）記載のとおりであるから、これを引用する。

[例 4] 控訴審で当事者の承継があった場合

請求の趣旨及び原因（事案の概要）は、原判決（〇〇地方裁判所平成〇〇年(フ)第〇〇〇号〇〇請求事件）記載のとおりであるから、これを引用する。なお、当審において被控訴人承継人〇〇が1審原告の地位を承継した。

- 2 当事者の呼称については、単に「控訴人」、「被控訴人」という表示のみでなく、和解の内容（権利者、義務者、行為者等）が十分に特定できるよう、また、和解後の諸手続きが円滑に行われるよう、必要に応じ、工夫して記載してください。
 - 3 訴訟費用については、第1審についても忘れずに記載してください。
- [例] 「訴訟費用は、第1、2審とも各自の負担とする。」
- 4 補助参加人がいる事件の和解については、Q 7を参照してください。
 - 5 人事訴訟事件の和解については、Q 18-2を参照してください。

Q 2 3 事件終了時に民事訟廷に対して行う事務

事件終了時に民事訟廷に対して行う事務について教えてください。

1 原本引継ぎについて

事件が終了したときは、Q 2 4 の区分に従い、ミンタスで印刷した [] を付けて（支払決定、再審の決定・命令等 [] がないものもあり）午後 1 時から 5 時の間に民事訟廷記録係に裁判書原本を引き継ぎます。

※ 和解調書及び和解調書にかかる更正決定の原本は記録につづります。

2 要報告事件について

次に該当するときは、こうみんweb の「報告等一覧」を参照し、報告の要否、方法等について確認してください（報告の対象、方法等については最新のものを確認してください。）。

(1) 原判決・原決定を取消し等する判決・決定（平成 27 年 6 月 22 日（平成 27 年 8 月 17 日改定）民事部主任書記官申合せ「上訴審の判決及び決定の管内への情報提供について」参照）

(2)ア 行政事件、行政事件関連民事事件

イ 家事事件

ウ 人身保護事件

エ 選挙関係訴訟

オ 子奪取条約に関連する事件

カ 子の引渡しを目的とする間接強制事件

キ 原発損害賠償訴訟

ク 適格都道府県センターが原告又は申立人となる事件

ケ ウェブサイトにおける検索結果の表示等をめぐる訴訟事件及び保全事件（平成 28 年 1 月まで）

Q 2 4 記録係に原本を引き継ぐ場合と引き継がない場合の区別

事件が終了したときに、記録係に裁判書原本を引き継ぐ場合と引き継がない場合があるようですが、その区別を教えてください。

この区別は、裁判書原本の保存裁判所が異なることからくるものです。具体的には次のとおりです。裁判書原本を記録係に引き継いだ場合は、その正本を記録に編てつすることになります。また、和解調書は、記録に編てつした状態で第1審裁判所に返還するため、同調書の引き継ぎは不要です。

事件の種類【事件符号】	終局結果	記録係への 原本引継ぎ (※3)	記録の保存裁判所	裁判書原本の保存裁判所
控訴【ネ、行コ】	-	要	第1審	高裁
上告【ツ】	-	要	第1審	高裁
抗告【ラ、行ス】	-	要	第1審	高裁
行政【行ケ】(※1)	-		高裁	高裁
人身保護【人ナ】(※1)	-		高裁	高裁
家事審判【家】(※1)	-	要	第1審	高裁
再審、準再審【ム、行ソ】	棄却、却下	要	対象事件の第1審	高裁
雜【ウ、行タ】 (忌避、除斥、保全(※2))	-		高裁	高裁
(上記以外)	-		第1審 (基本記録に編てつ)	第1審 (基本記録に編てつ)
上告提起【ネオ、行サ】	-	要	第1審	高裁
上告受理【ネ受、行ノ】	-	要	第1審	高裁
特別抗告【ラク、行セ】	-	要	第1審	高裁
許可抗告【ラ許、行ハ】	許可		第1審 (基本記録に編てつ)	第1審 (基本記録に編てつ)
	不許可、却下	要	第1審	高裁

※1 高裁が第1審となる事件

※2 家事抗告事件を本案とする審判前の保全処分を除く。

※3 上告提起以下については、対象事件の記録を高裁で保存する場合を除く。

(根拠) 事件記録等保存規程3条、事件記録の保管及び送付に関する事務の取扱いについて第2の2

Q 25 控訴審判決に基づき執行文付与する場合の留意事項

「原判決を次のとおり変更する。」等の控訴審判決に基づいて、執行文付与する場合の留意すべき事項は何ですか？

- 1 控訴審においては、原審の判決と控訴審の判決が存することになり、特に「原判決を次のとおり変更する。」という「原判決変更」型主文では、原審と控訴審判決のどちらが債務名義となるかが紛らわしいところです。
- 2 「変更する」という文言は原判決を全部取り消すものであるのか、判断の違う部分のみを取り消すものであるのかの解釈によりますが、例えば、原審で原告の請求100万円に対し一部認容し、
「被告は原告に対し、70万円支払え。原告のその余の請求を棄却する。」
という判決があり、原告が控訴し、控訴審で
「原判決を次のとおり変更する。被控訴人は控訴人に対し、100万円支払え。」
という控訴審判決がなされた場合、①原判決を全部取り消すものと考えた場合は控訴審判決正本に執行文を付与することとなり、②判断の違う部分のみを取り消すと考えた場合は、原審の判決の70万円と控訴審における30万円の部分がそれぞれ債務名義となり、各別に執行文を付与することになります。また、③その実質は一部取消し一部自判であるから、両方の判決正本を合綴し、その末尾に執行文を付与する取扱いも考えられます。①説が通説といわれており、この場合原本付記は控訴審判決にすることになります。
- 3 2の事例につき、「原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。被控訴人は控訴人に対し、30万円支払え。」という控訴審判決がなされた場合の、取り扱いについては、民事上訴審の手続と書記官事務の研究P170を参照して下さい。
- 4 では、原審において50万円の支払が命じられ、仮執行宣言が付されていた判決が控訴審において20万円に変更され、既に強制執行がなされていた場合はどうでしょうか。前記解釈によると、20万円を超えた部分の差押えについての執行手続の処理方法や改めて執行文を付与する場合も変わることになります。
- 5 従って、執行文を付与する場合は、執行機関が執行するに際して、判決の主文から給付の内容を直接、端的かつ容易に認識できるのはもちろんのこと、付与に際しての簡便性だけでなく前記の解釈の留意を要することになります。

(参考文献等)

- ・ 執行文に関する書記官事務の研究上巻P77～90
- ・ 民事上訴審の手続と書記官事務の研究P169～172

Q 2 6 控訴事件の確定

裁判の確定時期について教えてください。

主な終了事由、確定時期等は以下のとおりです（全てを網羅しているとは限りません。）。なお、必要的共同訴訟については、Q 6 も併せて参照してください。また、離婚判決の確定時期については、まずQ 1 8-3 を確認してください。

終了事由	判決の確定時期	命令・決定の確定時期	上告・特別抗告等があつた場合の遮断効
控訴取下げ ²⁴	本来控訴権を有していた者を基準として控訴期間を算定し、控訴期間経過の時に遡って第1審判決確定。 ※ 一旦、取下げられても、控訴期間経過前になされた場合には、再度控訴を提起することができる。 ※ 訴えの取下げと異なり、控訴の取下げに被控訴人の同意は不要。		
控訴状却下命令		告知により確定（高裁の決定及び命令に対しては、特別抗告又は許可抗告による以外に不服申立てはできない。）	なし（告知によって確定することは左記のとおり。即時抗告に遮断効があるのとは異なる点に注意。）
控訴却下決定			
控訴却下・棄却判決	控訴審で敗訴した当事者に対する判決正本送達日を基準として上告期間を算定し、上告期間経過の時に控訴審判決及び第1審判決が確定。		あり（ただし、通常共同訴訟の場合は各別に確定）
控訴の全部認容判決	控訴審で敗訴した当事者に対する判決正本送達日を基準として上告期間を算定し、上告期間経過の時に控訴審判決（及び変更・取消されなかった第1審判決）が確定。		
控訴の一部認容（一部棄却）判決	控訴審判決正本が後に送達された者の送達日を基準として上告期間を算定し、上告期間経過の時に控訴審判決（及び変更・取消されなかった第1審判決）が確定。		

²⁴ 「民事上訴審の手続と書記官事務の研究」には、控訴取下げ時に第1審判決が確定するとの見解や実務例もあるとの記載があり、「訟廷執務資料第30号裁判所書記官合同協議要録訟廷執務資料第30号」や「裁判所書記官合同協議要録」にも同旨の記載がありますが、実務上は、上記の一覧表記載のとおりの扱いですから注意が必要です。

上告提起後の上告取下げ 上告状却下命令 上告却下決定 (上告受理申立ても同じ)	控訴審判決の区分のとおり。	告知により確定(特別抗告、許可抗告の余地があるにすぎない。)	なし(告知によって確定する。)
--	---------------	--------------------------------	-----------------

Q 27 事件確定後、高裁で処理すべき事項

事件確定後、高裁で処理すべき事項について教えてください。

1 高裁で忘れずに処理すべき事項としては、主に次のものがあります。

(1) 戸籍通知

離婚等の人事訴訟の場合、請求が認容され、戸籍の届出等を必要とする事項について判決が確定（和解成立）したときは、戸籍通知を行う必要があります（人訴規17、31、35。詳細は、Q18-3参照）。

(2) 登記嘱託等

次の訴訟等で事件が確定した場合、裁判所書記官は、遅滞なく登記嘱託を行う必要があります。

- ・ 会社法937条（商業登記の嘱託。一部、裁判があれば確定しなくても嘱託を行う必要がある場合もあります。）

※ こうみんw e b「裁判所の事件に関する登記嘱託上の諸問題の実務的研究」、同・高民掲示板バックナンバー「株主総会決議取消等の判決が確定した後の登記嘱託事務について」参考

(3) 訴訟救助の受救助者からの取立て

控訴審でのみ訴訟救助申立てを認容し、受救助者全部敗訴の判決が確定した場合、控訴審で受救助者に対し猶予した裁判費用の支払について、事前に任意納付の促しを行った上で、支払を命じる決定（支払決定）を行うことも考えられますが（救助取消決定が不要であることにつき最判平19.12.4 民集61-9-3274。ただし、取消しを行うかどうかは裁判体の指示を仰ぐことが必要です。なお、支払決定は原本を記録係に引き継ぐ必要があります。）、控訴審で支払決定を行わず、原審に記録を返還する場合には（このような場合に、控訴審で支払決定を行うのか、控訴審では支払決定を行わずに原審に記録を返還するのかについては、裁判体の判断となります。ただ、支払決定後の債権管理は支払決定をした裁判所が行うことになるため、速やかに原審に記録を返還して原審で支払決定を行った方が、記録を保管する裁判所と債権管理をする裁判所が同一となり、その後の債権管理に必要な資料の収集が容易であるという利点があります。また、受救助者に支払決定に対する即時抗告権を保障することにもなります。）、受救助者に任意納付の促しを行い、その状況等を記録上明らかにした上で原審裁判所に記録を引き継ぐのが相当です。また、相手方が全部敗訴した判決が確定した場合、相手方に対し、事前に任意納付の促しを行うのが望ましいと考えられます。

受救助者一部敗訴の判決が確定した場合や和解により訴訟費用の全部または一部を負担することになったときは、資力回復調査が必要になります。

以上、高裁で処理を行う場合は、1～2週間を限度とし、それ以上の期間がかかるようであれば、原審に記録を返還して、原審に処理を委ねることが相当です。

原審でも救助を行っていた場合は、原審裁判所の判断に委ね、控訴審で決定等を行わず記録を返還することとなります。その際には、上記と同様に受救助者に任意納付の促しを行い、その状況等を記録上明らかにした上で原審裁判所に記録を引き継ぐのが相当です。ただし、退去強制令書発付等取消請求事件については、当事者の国外退去までに清算手続を終える必要があるので、任意納付の促しをすることなく、可及的速やかに原審に記録を返還する取扱いです（確定後3営業日以内に担当部から記録係に引き継ぎ、記録係はその後4営業日以内に決裁及び発送を終える。）。

※ こうみんweb「訴訟上の救助に関する研究〔復刻・補訂版〕」、「訴訟救助事件の書記官事務処理要領（平成23年1月実施大阪高裁民事部作成）」参照

2 また、申請により処理するものとして、次のものがあります。

(1) 手数料還付

控訴審における最初にすべき口頭弁論期日の終了前の取下げ、控訴状却下命令、控訴却下決定により事件が確定した場合、手数料の還付をすることができます（民費法9 III①）。また、上告提起等があった後、上告取下げ（上告裁判所への事件送付前）、上告状却下命令、上告却下決定により事件が確定した場合（いずれも上告裁判所への事件送付前）も、手数料の還付をすることができます（民費法9 III⑤）。

上記の場合には、還付が可能であることを納付者に通知するなどして、記録を原審に返す前に処理をしておくべきです。なお、控訴審において、原審の手数料が過大であることが判明した場合も同様です。

※ 控訴審における最初にすべき口頭弁論期日の終了前に被控訴人の訴え取下げにより終了する控訴事件の控訴手数料、控訴取下げにより終了する附帯控訴、反訴事件の手数料の還付の可否については、両説があります（高民掲示板（H19.10.1）参照）ので、注意が必要です。

(2) 確定証明

確定時期に注意し（Q26、民事上訴審の手続と書記官事務の研究P173参照）、申請者が原審判決と控訴審判決のいずれの確定証明が必要であるのかを確認の上、処理を行います。

(3) 執行文付与

債務名義となる判決が、原審判決、控訴審判決、またはその両方のいずれになるかに留意してください（詳細は、Q25参照）。

Q 28 上告・上告受理事件の処理に当たっての留意事項

上告・上告受理事件の処理に当たって、留意すべき事項を教えてください。

1 留意すべき事項²⁵

※ 参加人がいる事件については、Q 7 を参照してください。

(1) 上告提起通知書関係

ア 当事者等に上告提起通知書の送達手続を速やかに行います。

(送達すべき者)

- ・ 独立当事者参加人、引受参加人（被告知人にすぎない者は当事者に含まれません。）
- ・ 補助参加人（同上）
- ・ 必要的共同訴訟については、Q 6 を参照してください。

イ 被上告人に控訴審で代理人がついており、訴訟委任状に上告に関する権限がある旨の記載があつても、審級ごとに当事者の意思を確認する意味で、実務上、送達を行う時点で訴訟委任状の提出がなければ、被上告人本人に宛てて送達します。当該代理人が上告審も受任することが確認でき、代理人宛に送達するよう要請があった場合は、その旨を電話聴取報告書等に残した上で、当該代理人宛に送達することも考えられますが、送達が遅れると、附帯上告理由書の提出期限の関係で被上告人の不利益となる場合がありますので、被上告人に対しても速やかに送達する必要があります。

ウ 上告状に上告の理由の記載があるときや上告提起通知書送達前に上告理由書が提出された場合でも、上告人には上告提起通知書を送達する必要があります。

(2) 附帯上告について

ア 附帯上告は、附帯上告が上告理由と別個の理由に基づくときには、上告人の上告理由書提出期間内に、原裁判所に附帯上告状及び附帯上告理由書を提出して提起する必要があります（附帯上告について最判昭 38. 7. 30 民集 17-6-819。同一の理由に基づくときは、上告審弁論終結時まで）。

イ 附帯上告の場合も、上告の場合と同様に附帯上告提起通知書を送達する必要がありますが、これによって理由書の提出期間が定まるわけではないので、この送達の時期に關係なく、上告理由書提出期間経過後、上告裁判所へ記録を送付します。

上記のとおり、理由書提出期間が異なるので、当事者に対する説明や、通常の上告提起通知書の注意書が使用できないこと等に留意する必要があります。

(3) 上告裁判所への記録送付関係

上告理由書の提出期間の経過前に記録を送付してはいけません。

2 控訴理由書と上告理由書の差異

²⁵ 本問では上告事件を中心に記載していますが、上告受理申立て事件についても同様ですので、適宜読み替えてください。

上告手続の多くは控訴手続の規定を準用していますが、上告審が法律審であることから反訴の提起が許されないなど、上告審の性質上、控訴審とは異なる規定もありますので、上告手続の処理に当たっては、その都度法文等の根拠を確認し、漫然と控訴手続と同じ処理をすることがないように心がけたいものです。ここでは、特に控訴理由書と上告理由書の主な差異についてまとめてみました。

	控訴理由書	上告理由書
提出期間（50日）の起算点	控訴提起の日（民訴規182）	上告人が上告提起通知書の送達を受けた日（民訴規194）
提出先	控訴裁判所（民訴規182）	原裁判所（民訴法315Ⅰ） ※ 各部で受け付ける扱いです。
ファクシミリ提出	可	不可（民訴規31④）
提出すべき副本の通数	（規定なし）	被上告人の数に6を加えた数（民訴規195） ※ 通数が不足する場合は、不足分の写しを作成して添付します。
期間内に理由書を提出しなかった場合の効果	（規定なし） ※ 期限後に提出されたとしても控訴が却下されるわけではありません。	上告却下（民訴法316Ⅰ②前段）
相手方への送達	原則直送（民訴規83）	上告裁判所が送達（民訴規198）。 ※ ただし、被上告人から上申書等で申請があれば、控訴裁判所が送達できるとの見解もあります（民事上訴審の手続と書記官事務の研究P246）。申請に基づき送達（送付）する場合は、申請者にその費用を予納させます。

（参考文献等）

民事上訴審の手続と書記官事務の研究（司法協会）

Q 2 9 高等裁判所が上告裁判所として判決をした場合の不服申立て

1 高等裁判所が上告裁判所として判決をした場合、最高裁判所に不服申立てができますか？

- (1) 高等裁判所が上告審として終局判決をした場合にも、判決に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法違反があることを理由とするときに限り、最高裁判所にさらに特別上告ができます（民訴法327条）。したがって、「三審制なので、高等裁判所の終局判決に対しては、不服申立の方法はありません。」などと当事者に説明しないように注意する必要があります。
- (2) 特別上告の提起がされても、判決の確定は遮断されません（民訴法116条）ので、この点も注意が必要です。
- (3) 特別上告の手続きについては、上告審における判決正本送達を受けてから2週間以内（民訴法327条2項、313条、285条）に特別上告状を原裁判所（大阪高等裁判所）に提出する必要があり（民訴法327条2項、314条1項），原裁判所の裁判長の権限により、特別上告状を審査したのち特別上告状却下命令や却下決定がなければ特別上告提起通知書を当事者双方に送達し、特別被上告人には特別上告状を送達します。理由書の提出期間は特別上告人に送達されてから50日以内です（民訴法327条2項、315条、民訴規204条、194条）。なお、手数料、予納郵便額は上告の場合と同じです。

2 高等裁判所が上告裁判所として判決をした場合、最高裁判所に対して上告受理の申立てができますか？

上告受理の申立てができるのは、上告をすべき裁判所が最高裁判所である場合であることから（民訴法318条1項），高等裁判所が上告審として判決をした場合には、さらに最高裁判所に上告受理の申立てをすることはできません。

3 また、控訴審が地方裁判所の場合、高等裁判所に対して、上告受理の申立てができますか？

2と同様に、控訴審が地方裁判所の場合には、高等裁判所に対し上告受理の申立てをすることはできませんが、「判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があることを理由とするとき」にも上告をすることができます（民訴法312条3項）。

(別表1) [Q2関係]

分類	事件の種類	符号	条文	手数料	予納郵券	備考
民事関係(主な事件に限る)						
民事 雑 事 件 (一部 家 事 事 件 含 む)	管轄指定の申立て	ウ	民訴法10 非訟法7 家事法6	不要	(1089円分+10円) ×当事者数	
	裁判官に対する除斥又は忌避の申立て	ウ	民訴法23, 24 非訟法11, 12 家事法10, 11	除斥は不要 忌避は裁判官1名につき500円	(1089円分+10円) ×申立人数	
	裁判所書記官に対する除斥又は忌避の申立て	ウ	民訴法27, 2 3, 24 非訟法14, 1 1, 12 家事法13, 1 0, 11	除斥は不要 忌避は書記官1名につき500円	同上	
	特別代理人選任の申立て	ウ	民訴法35 非訟法17 家事法19	500円	(1089円分+10円) ×当事者数	
	訴訟費用額確定処分の申立て	ウ	民訴法71Ⅰ, 7 2, 73, 85 非訟法28, 29 II 家事法31, 32 II	不要		当審で処理するのは、高裁が第1審である事件のみ(民訴法71)
	担保の取消決定の申立て	ウ	民訴法79 民執法15 民保法4 非訟法72Ⅲ, 8 8IV 家事法95Ⅲ, 1 15	不要	当事者数×(1089円分+10円), ただし, 権利行使催告の場合, 被申立人数×(1089円分+10円)を追加する。	管轄裁判所についての明示の規定はないが, 担保提供命令を発令した裁判所が管轄する。
	担保の変換の申立て	ウ	民訴法80 民執法15 民保法4 非訟法72Ⅲ, 8 8IV 家事法95Ⅲ, 1 15	不要	84円分×当事者数	
	訴訟救助の申立て	ウ	民訴法82 非訟法291	不要		
	訴訟救助の取消し及び費用支払決定の申立て	ウ	民訴法84 非訟法29II	不要	(1089円分+10円) ×当事者数	
	裁判所書記官の処分に対する異議の申立て	ウ	民訴法71IV, 1 21 非訟法28, 39 家事法31, 37 等	500円	(1089円分+10円) ×当事者数	
文書提出命令の申立て						
係属中事件の証拠保全の申立て						

(別表1) [Q2関係]

分類	事件の種類	符号	条文	手数料	予納郵券	備考
民事 雜 事 件	原判決の一部についての仮執行の宣言の申立て	ウ	民訴法294, 323	不要	(1089円分+10円) ×当事者数	
	強制執行の停止、執行処分取消しの申立て	ウ	民訴法403 民執法36, 38, 194 非訟法84 家事法104等	500円	(1089円分+10円) ×相手方 (申立人が当事者あるいは遠方の弁護士の場合はこれも加える。)	当事者に申立権のないもの (民訴法334II) は立件しない。 ※「民事上訴審の手続と書記官事務の研究」では申立人1人につき300円(現在は500円)と記載されているが、大阪高裁事件係では、従前から、申立書1通につき500円という扱いをしている。
	非訟事件における即時抗告、特別抗告、許可抗告に伴う執行停止等の申立て	ウ	非訟法721, 761, 781	通常の執行停止と同じ	通常の執行停止と同じ	
民事 雜 事 件	閲覧等の制限の申立て	ウ	民訴法921等	500円	相手方への通知用に94円(84円1枚、10円1枚)。秘密漏洩を防ぐため、通知をするのが相当である。譲議案ⅡP89)。申立人が遠方の場合は、プラス1089円分+10円	
	執行文の付与等に関する異議の申立て	ウ	民執法32 民保法46	500円	(1089円分+10円) ×当事者数	付与に対する異議の訴え(民執法34)は第1審に出すものなので注意
	行政庁の訴訟参加の申立て	ウ	行訴法45, 23	500円	(1089円分+10円) ×当事者数	行訴法23条による参加は(行タ)
非立 件 (一 部)	補助参加の申立て	-	民訴法42	500円	(1089円分+10円) ×当事者数	
	手続に参加させる申立て(借地非訟事件)	-	借地借家法43I	500円	(1089円分+10円) ×当事者数	申立人として参加する場合は(ラ)で立件
	訴訟引受の申立て	-	民訴法50, 51	500円	(相手方+承継人) ×(1089円分+10円)	
	訴訟告知の申立て	-	民訴法53	不要	(1089円分+10円) ×当事者数	
	補佐人許可の申立て	-	民訴法60	不要	不要	弁理士法51の場合は許可不要
	担保提供命令の申立て	-	民訴法75	不要	(1089円分+10円) ×当事者数	
	公示送達の申立て	-	民訴法110 家事法36	不要	不要	
	更正決定の申立て	-	民訴法257 家事法771	不要	(1089円分+10円) ×当事者数	

(別表1) [Q2関係]

分類	事件の種類	符号	条文	手数料	預納郵券	備考
民事事件 事件 含む	手続受継の申立て	-	民訴法128	不要	決定送達を要する場合は、(1089円分+10円)×当事者数	判決等送達後は要決定(民訴法128II)
	鑑定人忌避の申立て	-	民訴法214	500円	(1089円分+10円)×当事者数	
	受命裁判官又は受託裁判官の裁判に対する異議の申立て	-	民訴法329	500円	(1089円分+10円)×当事者数	
	執行文の付与の中立て	-	民執法26	1通ごとに300円	不要	
	事実の到来したことを証してする執行文等の付与の申立て(条件成就・承継執行文)	-	民執法27 民保法46	1通ごとに300円	(1089円分+10円)×債務者数	債務名義のほか承継・条件その他証明文書が必要(173条2項など)。民執法173条3項の場合は証明文書提出の催告の郵券(1089円分+10円)1組追加
	執行文の再度付与等の申立て	-	民執法28 民保法46	1通ごとに300円	84円	数通付与も含む
民事抗告事件	民訴法上の通常抗告	ラ	民訴法328	1000円	3450円(500円2枚, 210円, 100円, 84円, 50円, 20円, 10円各5枚, 5円, 2円, 1円各10枚)	当事者1名増えるごとに2010円(500円, 210円, 100円, 84円, 50円を各2枚, 20円, 10円, 5円を各3枚, 2円を6枚, 1円を5枚)追加
	附帯抗告	ラ	民訴法331, 293	その抗告事件による	必要な時は、通常抗告と同じ	
	民訴法上の即時抗告	ラ		1000円	通常抗告と同じ	
	仮登記仮処分申立て下決定に対する抗告	ラ	不登法108	3000円	通常抗告と同じ	
	再審(却下・棄却・開始)決定に対する抗告	ラ	民訴法347	1000円	通常抗告と同じ	
民事抗告	通常の執行抗告	ラ	民執法10	1000円	通常抗告と同じ	申立ては原審に限られる(移送不可)。
	代替執行、間接強制、財産開示手続実施申立て事件の執行抗告	ラ	民執法171V, 172V, 197V	3000円	通常抗告と同じ	
	破産手続上の裁判に対する抗告	ラ	破産法9	備考のとおり	通常抗告と同じ	自己破産の申立てに関するものは1500円、その他は1000円
	会社更生手続上の裁判に対する抗告	ラ	会更法9	1000円	通常抗告と同じ	

(別表1) [Q2関係]

分類	事件の種類	符号	条文	手数料	予納郵券	備考
事件 (執行・破産・非訟)	民事再生手続上の裁判に対する抗告	ラ	民再法9	1000円	通常抗告と同じ	
	借地非訟事件の裁判に対する抗告	ラ	非訟法66	備考欄のとおり	通常抗告と同じ	1審申立価額の1.5倍の手数料 ただし、不適法却下決定に対する抗告は100円
	商事非訟事件における基本となる手続が開始される裁判に対する抗告	ラ	非訟法66	1500円	通常抗告と同じ	
	民事非訟事件における基本となる手続が開始される裁判に対する抗告	ラ	非訟法66, 79	1500円	通常抗告と同じ	
	過料決定の抗告	ラ	非訟法120	1000円	通常抗告と同じ	手数料不要説あり。
保全 DV 事件 (抗告)	保全命令申立て下決定に対する即時抗告	ラ	民保法19	3000円	通常抗告と同じ	
	保全異議申立て、保全取消申立ての決定に対する保全抗告	ラ	民保法41	3000円	通常抗告と同じ	
	保護命令(DV)関係の即時抗告	ラ	DV法1, 6	1500円	通常抗告と同じ	関係条文 16条(即時抗告) 抗告期間は1週間:D V法21条、民訴法3 32条 理由書提出期間は2週 間(民訴規則207 条)と考えられるが、 大阪地裁第1民事部で は理由書は速やかに提 出するよう指導し、2 週間経過前でも記録を 送付してくる。
保全 事件 (非立 件)	仮処分命令を取り消す決定における原状回復の申立て	-	民保法33, 40, 41	不要		
	保全命令を取り消す決定の効力の停止の申立て	-	民保法42	500円		

(別表Ⅰ) [Q 2 関係]

分類	事件の種類	符号	条文	手数料	予納郵券	備考
保全事件 （ 雜 事 件 ）	高等裁判所に対する保全命令の申立て	ウ	民保法12, 13	2000円	別紙3参照（大阪地裁「保全命令申立て事件の予納郵便切手」に準じる）	上告提起・受理申立ての手続中も控訴審裁判所に管轄あり（菊井・村松Ⅲ226頁）。控訴提起後、原審記録が1審裁判所にある場合、1審裁判所にも管轄権があるか。 (積極説) 民事裁判資料182号97頁以下(最高裁民事局見解) (消極説) 山崎潮 新民事保全法の解説(増補版) 136頁 必要な目録数は別表3のとおり
	保全異議の申立て	ウ	民保法26	500円	控訴と同じ	保全命令発令裁判所に申立てる
	起訴命令の申立て	ウ	民保法37I	不要	(1089円分+10円) ×当事者数	
	解放金供託による保全執行の取消の申立て	ウ	民保法51, 57	不要	(1)不動産、自動車 (1089円分+10円) ×債権者数+555円分+20円+519円分(自動車はプラス10円) (2)債権仮差押 (1089円分+10円) ×債権者数 84円×第三債務者数 (3)動産仮差押 (1089円分+10円) ×債権者数	
	保全執行の停止、執行処分取消しの申立て	ウ	民保法27, 40, 41, 46	500円	(1089円分+10円) ×相手方(申立人が当事者あるいは遠方の弁護士の場合はこれも加える。)	
	処分禁止の登記等の抹消の嘱託の申立て	ウ	民保規48	不要		
D V 雜	保護命令の効力停止の申立て	ウ	DV法16III	500円		
	独立当事者参加・承継参加・共同訴訟参加	ネ	民訴法47, 49, 51, 52	備考のとおり	必要な時は、通常の控訴ど同じ	手数料は通常控訴事件と同じであるが、49条の参加については異説あり。

(別表1) [Q2関係]

分類	事件の種類	符号	条文	手数料	予納郵券	備考
民事控訴事件・参加	仮執行の原状回復及び損害賠償	ネ行コ	民訴法260II	備考のとおり	必要な時は、通常の控訴と同じ	実質は損害賠償請求と考え方反訴に準じて手数料を計算する(受付事務取扱要領の解説90頁参照)。本訴に吸収されるので手数料なしという実務例あり。控訴とともに申立てるものは立件せず。手形異議訴訟などで原審に申立てられるものもあるが、この場合は控訴審でも申立てが維持される。上告受理事件も控訴と同様に扱う(昭和53年民事首席通知参照)。
再審事件	再審事件	ム行ソ	民訴法338 行訴法34	4000円	通常抗告と同じ	
	準再審事件	ム行ソ	民訴法349 民執法10 民保法41 非訟法83I 家事法103I等	1500円	通常抗告と同じ	
人身保護事件	人身保護請求	人ナ	人身法4	被拘束者×2000円 (人身規則9)	控訴と同じ	副本のほか写し3部が必要 特別抗告・許可抗告(ただし、却下決定・棄却決定は許可抗告の対象とならない。)は手数料1000円 上告・上告受理は手数料 $2000 \times 2 = 4000$ 円 判決に対し、控訴不可、上告のみ可、上告期間は判決言渡日から3日以内(人身法21、人身規則41、46) 理由書提出期限は15日
行政関係(主な事件に限る)						
行政	(行訴法7条による)民訴等の雑事件の申立て	行タ	行訴法7	備考のとおり		民事雑事件に準じて手数料及び予納郵券を計算する。
	被告変更の申立て	行タ	行訴法15	不要		
	国又は公共団体に対する請求への訴えの変更の申立て	行タ	行訴法21	訴額が増額されるときは対応する手数料		
	第三者の訴訟参加の申立て	行タ	行訴法22	500円		
	行政庁の訴訟参加の申立て	行タ	行訴法23	500円		

(別表1) [Q2関係]

分類	事件の種類	符号	条文	手数料	予納郵券	備考
裁 雜 事 件	執行停止の申立て	行タ	行訴法25	2000円		民訴法・民執法の規定によるものは500円
	執行停止の取消しの申立て	行タ	行訴法26	500円		
	仮の義務付け又は仮の差止めの申立て	行タ	行訴法37の5	2000円		
	仮の義務付け又は仮の差止めの取消しの申立て	行タ	行訴法37の5, 26	500円		
	労働組合法27条の20による緊急命令又はその取消し若しくは変更の申立て	行タ	労組法27の20	500円		
行政抗告	執行停止、仮の義務付け、仮の差止めについての決定に対する即時抗告	行ス	行訴法25Ⅶ	3000円		
行政事件	選舉関係事件	行ケ	公選法203, 204, 207, 208, 210, 211, 217	高裁判1審 訴額160万円(非財産権上の請求)に対応する手数料13000円	通常の控訴と同じ	
	併合請求の訴え	行コ 行ケ	行訴法18, 19	請求額に対応する手数料		
家事関係(主な事件に限る)						
家 事 抗 告	別表第一審判抗告(旧甲類)	ラ	家事法85等	1200円×家事審判事項	通常の抗告と同じ	800円×1.5
	別表第二審判抗告(旧乙類)	ラ	家事法85等	1800円×家事審判事項	通常の抗告と同じ	1200円×1.5
	審判前の保全処分審判に対する抗告	ラ	家事法110等	備考欄のとおり	通常の抗告と同じ	原審で手数料不要の場合1000円、原審で1000円納めさせている場合は1500円(家事審判事項の数に注意)
家事審判	高等裁判所に対する寄与分を定める申立て	家	家事法19-1Ⅱ 家事法別表第二の14 民法904の2Ⅱ	1200円	(84円1枚, 20円2枚, 10円1枚, 2円3枚)×当事者数	
参加	当事者参加の申立て(申立人として参加する場合)	ラ	家事法41Ⅰ	別表第1なら800円、別表第2なら1200円	通常の抗告と同じ	
非 立 件	当事者参加の申立て(申立人として参加する場合以外)	-	家事法41Ⅱ	500円	通常の抗告と同じ	
	利害関係参加の申立て	-	家事法42Ⅰ	500円	通常の抗告と同じ	審判を受けるべき者の申立て

(別表1) [Q2関係]

分類	事件の種類	符号	条文	手数料	予納郵券	備考
	利害関係参加の許可の申立て	-	家事法42Ⅱ	500円	通常の抗告と同じ	審判を受けるべきもの以外の申立て
民事 雜 事件 (家事)	手続救助の申立て	ウ	家事法32Ⅰ	不要	(1089円分+10円)×当事者数	抗告は1000円
	手続救助の取消し及び費用支払決定の申立て	ウ	家事法32Ⅱ 民訴法84	不要	(1089円分+10円)×当事者数	
	家事事件における即時抗告、特別抗告、許可抗告に伴う執行停止等の申立て	ウ	家事法95Ⅰ, 98Ⅰ, 101	通常の執行停止と同じ	通常の執行停止と同じ	
	高等裁判所に対する審判前の保全処分等の執行の停止又は執行処分の取消しの申立て	ウ	家事法111	500円		抗告は1000円
	高等裁判所に対する審判前の保全処分の取消しの申立て	ウ	家事法112Ⅰ, Ⅱ	不要		
	高等裁判所に対する財産の管理者の選任等の申立て	ウ	家事法126Ⅰ, 134Ⅰ, 143Ⅰ, 158Ⅰ, 200Ⅰ, 242Ⅲ	不要		
	高等裁判所に対する財産の管理者の後見等を受けるべきことを命ずる処分の申立て	ウ	家事法126Ⅱ, 134Ⅱ, 143Ⅱ	不要		

(別表2) [Q2関係]

種別	不服の対象となる裁判	抗告手数料	備考
通常の付隨	移送申立てに対する裁判	1000円	却下も 当事者数によって変わる場合あり(以下同じ)
	忌避却下決定	1000円	裁判官の入数を乗ずる
	担保取消申立てに対する裁判	1000円	却下も
	担保提供命令申立てに対する裁判	1000円	却下も
	訴訟救助申立てに対する裁判	1000円	却下も
	文書提出命令申立てに対する裁判	1000円	却下も
通常の終局	訴状却下命令	1000円	
民事保全	保全命令申立て却下決定	3000円	ただし、申立て印紙の1.5倍
	保全異議・保全取消申立てに対する裁判	3000円	ただし、申立て印紙の1.5倍
	保全執行としての強制管理開始決定	3000円	
	保全執行取消決定(執行抗告)	1000円	
民事執行	権利決定、間接強制決定	3000円	
	申立て前の船舶国籍証書等引渡命令	1000円	
	その他の執行抗告	1000円	
破産・倒産	自己破産申立てに対する裁判	1500円	
	債権者等の破産申立て却下決定	1000円	
	免責申立てに対する裁判	1000円	
	その他の抗告	1000円	
家事	別表第一(旧甲類)の申立てに対する裁判	1200円	事件本人・未成年者・不在者・申述人等の人数を乗ずる場合が多い
	別表第二(旧乙類)の申立てに対する裁判	1800円	被相続人・未成年者等の人数を乗ずる場合が多い
	審判前の保全処分申立てに対する裁判 (仮差押え・仮処分)	1500円	
	審判前の保全処分申立てに対する裁判 (仮差押え・仮処分以外)	1000円	
	審判前の保全処分取消申立てに対する裁判	1000円	
借地非訟	申立てに対する裁判	→原審の1.5倍	
	不適法却下の裁判	1000円	
罹災都市	申立てに対する裁判	1000円	
民事・商事非訟	基本となる手続が開始される 申立てに対する裁判	1500円	
	その他の抗告	1000円	
過料	裁判	1000円	手数料不要説あり
行政執行停止	申立てに対する裁判	3000円	
仮登記仮処分	申立てに対する裁判	3000円	
再審・準再審	終局決定に対する特別抗告・許可抗告	1000円	

(別表3) 保全命令申立に必要な予納郵便切手・目録数について [Q2関係]

予納郵便切手

事件名		予納郵便切手
仮差押	不動産 (滞納処分あり)	(1089円+10円) ×債務者数, (555円+20円+519円+10円) ×登記所数 (84円+10円) ×滞納処分所数
	債権 (陳述書告付)	(1089円+10円) ×債務者数, (1125円+20円) ×第三債務者数 (519円+84円) ×第三債務者数
	自動車	(1089円+10円) ×債務者数 (555円+20円+519円+10円) ×登記所数
	動産	(1089円+10円) ×債務者数
仮処分	不動産処分禁止	(1089円+10円) ×債務者数, (555円+20円+519円+10円) ×登記所数
	不動産占有移転禁止	(1089円+10円) ×債務者数
	動産	(1089円+10円) ×債務者数
	要審尋	500円, 210円, 100円, 84円, 50円, 5円 各4枚, 10円, 1円 各10枚 374円(普通速達) ×債務者数

目録数

事件名	目録の種類					
	決定用				登記(登録)嘱託用	
	当事者目録	請求債権 目録	物件目録	仮差押 債権目録	登記用 物件目録	登記権利者 義務者目録
仮差押	不動産 (滞納処分あり)	3 +1	3 +1	3 +1		2 2
	債権	4	4		4	
仮処分	自動車	4	4	4		3 3
	動産	3	3			
仮処分	不動産処分禁止	3		3		2 2
	不動産占有移転禁止	3		3		
	動産	3		3		

		一審請求の趣旨	原判決	誤	正(取消方式)	正(変更方式)
①	全部棄却の場合(原告控訴)	1 被告は、原告に対し、100万円を支払え。	1 原告の請求を棄却する。	1 原判決を取り消す。 ※ 取消後に求める判決の記載がない。	1 原判決を取り消す。 2 被控訴人は、控訴人に対し、100万円を支払え。	全部棄却の場合に 変更方式は用いない。
②	全部認容の場合(被告控訴)	1 被告は、原告に対し、100万円を支払え。	1 被告は、原告に対し、100万円を支払え。	1 原判決を取り消す。 ※ 取消後に求める判決の記載がない。	1 原判決を取り消す。 2 被控訴人の請求を棄却する。	全部認容の場合に 変更方式は用いない。
③	一部認容の場合(原告控訴)	1 被告は、原告に対し、100万円を支払え。	1 被告は、原告に対し、60万円を支払え。 2 原告のその余の請求を棄却する。	1 原判決を取り消す。 2 被控訴人は、控訴人に対し、100万円を支払え。 ※ 勝訴部分(60万円の請求認容部分)まで取消を求めている。 ※ 60万円については一審判決に支払を命じる主文あり。	1 原判決中、控訴人敗訴部分を取り消す。 2 被控訴人は、控訴人に対し、40万円を支払え。 ※ 不服申立の対象が敗訴部分に限られることを明らかにしている。	1. 原判決を次のとおり変更する。 2. 被控訴人は、控訴人に対し、100万円を支払え。
④	一部認容の場合(被告控訴)			1 原判決を取り消す。 2 被控訴人の請求を棄却する。 ※ 勝訴部分(40万円の請求棄却部分)まで取消しを求めている。 ※ 40万円については一審判決で棄却主文あり。	1 原判決中、控訴人敗訴部分を取り消す。 2 上記部分につき、被控訴人の請求を棄却する。 ※ 不服申立の対象が敗訴部分に限られることを明らかにしている。	変更後に求める裁判が「請求棄却」のみなので、一般的に変更方式は用いない
⑤	原告複数で全部棄却、原告Aのみ控訴の場合	1 被告は、原告Aに対し、100万円を支払え。 2 被告は、原告Bに対し、50万円を支払え。	1 原告らの請求をいずれも棄却する。	1 原判決を取り消す。 2 被控訴人は、控訴人Aに対し、100万円を支払え。 ※ 原告Bに関する部分まで取消しを求めてしまっている。	1 原判決中、控訴人Aに關する部分を取り消す。 2 被控訴人は、控訴人Aに対し、100万円を支払え。 ※ 原判決中、不服申立ての対象を特定する。	全部棄却の場合に 変更方式は用いない。

		一審請求の趣旨	原判決	誤	正(取消方式)	正(変更方式)
⑥	原告複数で一部認容、原告Aのみ控訴の場合	1 被告は、原告Aに対し、100万円を支払え。 2 被告は、原告Bに対し、50万円を支払え。	1 被告は、原告Aに対し、60万円を支払え。 2 被告は、原告Bに対し、30万円を支払え。 3 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。	1 原判決を取り消す。 2 被控訴人は、控訴人Aに対し、100万円を支払え。 ※ 原告Bに関する部分まで取消しを求めてしまっている。 ※ 勝訴部分(60万円)まで取消しを求めている。	1 原判決中、控訴人Aに関する敗訴部分を取り消す。 2 上記部分につき、被控訴人は、控訴人Aに対し、40万円を支払え。	1 原判決中、控訴人Aに関する部分を次のとおり変更する。 2 被控訴人は、控訴人Aに対し、100万円を支払え。
⑦	訴訟物の異なる①、②請求についていずれも一部認容の場合に、請求②の棄却部分は控訴の対象とせず、請求①についてのみ控訴する場合(原告控訴)	1 被告は、原告に対し、200万円を支払え。 (→①請求・不法行為) 2 被告は、原告に対し、300万円を支払え。 (→②請求・貸金)	1 被告は、原告に対し、300万円を支払え。 (→①請求・不法行為につき100万円、②請求・貸金につき200万円) 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。	1 原判決を取り消す。 2 被控訴人は、控訴人に対し、200万円を支払え。 ※ 一部認容された部分についても取消しを求めている。 ※ 控訴審で求める裁判の対象となる訴訟物が不特定(①+②の敗訴部分合計200万円の支払を求めてい)るのか、①請求について一部認容された部分を含めて200万円と記載しているのか、②請求の敗訴部分のみ支払を求めているのかわからない。	1 原判決中、不法行為に基づく請求に関する控訴人敗訴部分を取り消す。 2 上記部分につき、被控訴人は、控訴人に対し、100万円を支払え。 ※ 取消しを求める範囲が訴訟物で特定されているので、2項で支払を求めているのは①請求の一審敗訴部分であることがわかる。 ※ 原判決主文2項(②請求)については原判決の取消しを求めていないので、控訴の対象としていないことがわかる。	1 原判決中、不法行為に基づく請求に関する部分を次のとおり変更する。 2 被控訴人は、控訴人に対し、200万円を支払え。 ※ 取消しを求める範囲が訴訟物で特定されているので、2項で支払を求めているのは①請求の一審敗訴部分であることがわかる。 ※ 原判決主文2項(②請求)については原判決の取消しを求めていないので、控訴の対象としていないことがわかる。
⑧	本訴請求認容、反訴請求棄却、被告(反訴原告)控訴の場合	[本訴] 被告は、原告に対し、100万円を支払え。 [反訴] 本訴被告は、本訴原告に対し、50万円を支払え。	1 被告は、原告に対し、100万円を支払え。 2 反訴原告の請求を棄却する。	1 原判決を取り消す。 2 被控訴人の請求を棄却する。 ※ 反訴について不服対象とするか否か不明。	1 原判決を取り消す。 2 被控訴人の本訴請求を棄却する。 3 被控訴人は、控訴人に対し、50万円を支払え。	全部棄却の場合に 変更方式は用いない。